

洞 爺 湖 町 議 会 平 成 2 7 年 3 月 会 議

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 2 7 年 3 月 9 日 (月曜日) 午前 1 0 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第 7 6 号 洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 7 7 号 洞爺湖町指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
議案第 7 8 号 洞爺湖町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 4 議案第 7 9 号 洞爺湖町畜産担い手育成総合整備事業分担金の徴収に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 8 0 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 日程第 6 議案第 8 1 号 洞爺湖町職員の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 8 2 号 洞爺湖町立学校設置条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 8 3 号 洞爺湖町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 8 4 号 洞爺湖町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 1 0 議案第 8 5 号 洞爺湖町洞爺いこいの家条例の一部改正について
- 日程第 1 1 議案第 8 6 号 洞爺湖町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 日程第 1 2 議案第 8 7 号 平成 2 6 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算 (第 1 0 号)
- 日程第 1 3 議案第 8 8 号 平成 2 6 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 1 4 議案第 8 9 号 平成 2 6 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 1 5 議案第 9 0 号 平成 2 6 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 1 6 議案第 9 1 号 平成 2 6 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 1 7 議案第 9 2 号 平成 2 7 年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算
議案第 9 3 号 平成 2 7 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計予算
議案第 9 4 号 平成 2 7 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計予算

議案第 9 5 号 平成 2 7 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計予算
 議案第 9 6 号 平成 2 7 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計予算
 議案第 9 7 号 平成 2 7 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計予算
 議案第 9 8 号 平成 2 7 年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

日程第 1 ～ 日程第 1 7 まで議事日程に同じ

出席議員（ 1 4 名）

1 番	宮 田 敏 夫 君	2 番	小 松 晃 君
3 番	松 井 保 明 君	4 番	立 野 広 志 君
5 番	板 垣 正 人 君	6 番	佐 々 木 良 一 君
7 番	篠 原 功 君	8 番	岡 崎 訓 君
9 番	下 道 英 明 君	1 0 番	越 前 谷 邦 夫 君
1 1 番	沼 田 松 夫 君	1 2 番	大 西 智 君
1 3 番	七 戸 輝 彦 君	1 4 番	千 葉 薫 君

欠席議員（ 0 名）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	真 屋 敏 春 君	副町長兼 洞爺総合 支 所 長	八 木 橋 隆 君
総務部長 兼 住民 課 長	遠 藤 秀 男 君	経済部長 兼 建設 課 長	森 寿 浩 君
洞爺総合 支 所 副支所長	大 西 康 典 君	総務課長	毛 利 敏 夫 君
企画防災 課 長	鈴 木 清 隆 君	税務財政 課 長	伊 藤 里 志 君
健康福祉 課 長	皆 見 亨 君	健康福祉 センター長	山 本 隆 君
観光振興 課 長 兼 洞爺湖温 泉支所長	澤 登 勝 義 君	火 山 科学館長	木 村 修 君

産業振興 課 長	佐 藤 孝 之 君	観光課長	室 田 米 男 君
上下水道 課 長	八 反 田 稔 君	ｼﾞｵﾊﾟｰｸ 推進課長	武 川 正 人 君
庶務課長	藤 川 栄 治 君	農業振興 課 長	杉 上 繁 雄 君
教 育 長	綱 嶋 勉 君	管理課長 兼学校給 食センター長	天 野 英 樹 君
社会教育 課 長	永 井 宗 雄 君	代 表 監査委員	宮 崎 秀 雄 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 佐 藤 久 志 庶務係 猪 股 幸 子

議事係 平 間 義 陸

開議の宣告

- 議長（千葉 薫君） 皆さん、おはようございます。

現在の出席議員数は14名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

会議録署名議員の指名について

- 議長（千葉 薫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、8番、岡崎議員、9番、下道議員を指名いたします。

議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（千葉 薫君） 日程第2、議案第76号洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

- 副町長（八木橋 隆君） 議案第76号洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の制定についてでございます。

洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例を次のよ

うに定めるものでございます。

初めに、条例の制定理由でございますが、これまで保育所保育料につきましては、児童福祉法にその徴収根拠を、保育料につきましては洞爺湖町保育の実施に関する条例施行規則に規定しておりましたが、児童福祉法の改正により、徴収根拠が法律から削除され、平成27年度からは子ども・子育て支援新制度のもとで特定教育保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所並びに特定地域型保育事業である家庭的保育、小規模保育、事業所内保育及び居宅訪問型保育の利用に関し、利用者が負担する費用等について、政令で定める額を限度として、保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定め、その利用者負担額として徴収するとされたことから、条例を制定するものでございます。

まず、第1条ではこの条例の趣旨を、第2条では用語の定義をそれぞれ定めるものでございます。

次に、第3条でございますが、第1項では、支給認定保護者の世帯の属する所得の状況、その他の状況を勘案して、町が定める利用者負担額は、政令に定める額を限度として規則で定めること。

第2項では、特定保育所、私立保育所の利用者負担額について、規則で定めることをそれぞれ規定するものでございます。

次に、第4条でございますが、町長は、町立保育所及び特定保育所を利用する支給認定保護者等から利用者負担額を徴収することを定めるものでございます。

次に、第5条でございますが、災害等、特別の事情がある場合などにおいて、利用者負担額を減免することができるとする規定を、最後に第6条では、この条例の施行に関して、必要な事項を規則に委任することを定めるものでございます。

最後に附則でございます。この条例は、法施行の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありますか。

4番、立野議員。

○4番（立野広志君） それでは、まずお聞きしたいのですが、今回提案されているこの条例の制定なのですけども、今、副町長が答えられたように、これまでの保育所の保育料金の徴収根拠が、児童福祉法から、今度は市町村が別に定めると、こういうことで、市町村の条例としてそれを定めるということになるわけですが、以前に私、議会の一般質問の中でもお聞きしましたけれども、児童福祉法の24条1項の立場で当町の場合は保育を運営していくと。ですから、行政として、保育に欠ける児童に対する保育の措置を行うということを引き続き継続していくというふうに答弁されたかと思えます。

その上で、そうすると、今回提案されている条例提案の中で、該当する者といいますが、認定こども園も今ありませんから、そうすると、例えば条例の何条が特に徴収の根拠として

該当してくるか、第4条なのかなという気もしないではないのですが、そのことと、もう一つは、実は国のほうでは、保育料は所得税や住民税の税額などに連動しているということもあって、年少扶養控除を廃止するというような中身になってきております。そうすると、実際には保育料そのものが値上げされる可能性があるという気がするのですが、その点の認識はどのようなのでしょうか。

○議長（千葉 薫君） 天野管理課長。

○管理課長（天野英樹君） まず1点目の徴収の根拠ということございますが、まず3条で政令で定める額を限度としてということでございますので、これを受けて4条で徴収するという根拠、二つ定めてございます。

それで、内容でございますけれども、保育料を新制度になってから変更するということではございませんので、あくまでも法律が、先ほど副町長から説明したとおり、児童福祉法、徴収する根拠が法律で削除されたので、その根拠を条例で定めてくださいということでございますので、その根拠をまずここで定めたということ。

それから、保育料の変更ではございません。今まで保育料、従前設定してございますが、その保育料に変わりはありません。

それと、徴収の中の、今、年少扶養控除が廃止されるということでございますが、これにつきましては、従前から保育所に入っている方については、なおそれをもって計算してもよいということの特例もございますので、そういうような急激な特段の変化を起さないようなことを附則で定められてございますので、急激な変化は起きないというようなことで私も想定しているところでございます。

○議長（千葉 薫君） 立野議員。

○4番（立野広志君） 改めてちょっと確認したいのですが、今最後に言われました保育料の関係で、所得税、住民税の税額に連動して今までも徴収されてきたかと思うのですが、特に政府のほうでは年少扶養控除を廃止して、新入児は値上げとなる新設定というふうになるところが出てくるのだそうですが、今確認したいのは、課長が答えられたように、従前の保育料金に据え置いて、今後もその額の変更はしないと、こういうことを今言われたのか、それとも、あるいは据え置きということは、国のほうでは在園児といいますから、つまり今保育所に入っている子どもさんについては保育料は据え置くけれども、新しく入る子どもさんについては、年少扶養控除廃止に伴って料金が引き上げられるというようなおそれもあるということなのですが、その辺の解釈はどういうふうになっていますか。

○議長（千葉 薫君） 天野管理課長。

○管理課長（天野英樹君） 在園児ということでございますので、当然、今入っている方が、例えば3歳から4歳、5歳となったときに、この法律、4月1日からの施行を踏まえて急激な変化を抑えるということで、あくまでも在園児ということでございます。

なお、新しく入る方については、これからの新制度に基づく保育料の設定にかかわる部分でいただくということでございます。ただし、新しく入る方については、今言ったように、

先ほど言ったとおり、当町の保育料を変更するわけではございませんので、もともと国の平均の75%で今保育料は設定されてございますので、それいただくということでございます。

以上でございます。

○議長（千葉 薫君） ほかに質疑ありますか。

3番、松井議員。

○3番（松井保明君） 今、担当課長から答弁の中で、一つは、4月1日ということ。それともう一つは、こういう法律と条例制定によって、地方自治体、我がまちと、それと親の関係、住民負担が大きな影響を与えるものかどうか、まずこの二つ。4月1日というのはことしのことだと思うのですけれども、その辺、ちょっともう一度お伺いします。

○議長（千葉 薫君） 天野管理課長。

○管理課長（天野英樹君） 先ほど立野議員の答弁でお答えしたとおり、我がまちの保育料を変更するわけではございませんので、住民に影響はないということで考えてございます。

○議長（千葉 薫君） 松井議員。

○3番（松井保明君） 4月1日というのはどこに出ているのですか、この条例の中で。

○議長（千葉 薫君） 天野管理課長。

○管理課長（天野英樹君） 附則で法の施行の日から施行すると書いてございますので、具体的には4月1日からするということで国のほうがもう定めてございますので、たまたま附則ではこういう言い方をしてございますが、具体的には4月1日からということでございます。

○議長（千葉 薫君） 松井議員。

○3番（松井保明君） 普通は、次の条例もあるのですけれども、4月1日からというのですけれども、この条例では、法の施行というのですけれども、この辺がちょっとわからないのです。だったら、4月1日であるならば、ここでなぜ4月1日ということを明文化しないのかなと思うのです。それはどうですか。

○議長（千葉 薫君） 天野管理課長。

○管理課長（天野英樹君） 昨年の12月から新制度に基づく条例を制定したり、いろいろさせていただきました。そのときも法の施行の日からということにさせていただきました。

この子育て新法につきましては、児童福祉法から何からあわせて、いろいろな法律を改正してございます。それで、法律の施行の日からと、ものによっていろいろ変わってございますので、例えば運営、それから基準に関する法律等につきましては、当然、事業を運営する方が先に、例えば都道府県に申請をしないとだめなものとか、いろいろございます。それによって法の施行日がそれぞれ変わってございます。ということで、法律では法の施行の日からということと言ってございますので、それぞれのものがありまして、それで統一して、これは法の施行の日からということで、子育て新法にかかわる条例制定については全て法の施行の日からということで附則でうたっているところでございます。

○議長（千葉 薫君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の制定については、原案のとおり可決をされました。

議案第77号、議案第78号、一括上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（千葉 薫君） 日程第3、議案第77号洞爺湖町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について及び議案第78号洞爺湖町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定についてを一括して議題といたします。

提案理由の説明を一括して求めます。

八木橋副町長。

- 副町長（八木橋 隆君） それでは、議案第77号洞爺湖町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてでございます。

初めに、条例制定の趣旨でございますが、平成25年6月に成立した第3次地方分権一括法の施行に伴う介護保険法の一部改正により、従来、介護保険法及び厚生労働省令で定められていた指定介護予防支援等に係る基準について、条例で定めるものでございまして、条例の各条の規定は、国が定める基準、従うべき基準または参酌すべき基準により定めることとされておりますが、国と異なる基準とすべき特段の事情、地域性が認められないことから、本条例については、国が定める基準どおり定めるものでございます。

なお、指定介護予防支援につきましては、要支援1または要支援2の認定を受けた方が介護予防サービスを適切に利用できるよう、介護予防プランの作成やサービス事業所との連絡調整などを行うものでございまして、介護予防プランの作成につきましては、指定介護予防支援事業者として当町の地域包括支援センターが担っているところでございます。

それでは、条例の内容について御説明を申し上げます。

まず、第1章、基本方針でございますが、第1条では条例の趣旨を、第2条では基本方針を、第3条では事業者の指定に係る基準を定めております。

次に、議案４ページの第２章、人員に関する基準でございますが、第４条では従業者の員数、第５条では管理者について定めております。

次に、第５条からの第３章、運営に関する基準では、第６条の指定介護予防支援事業者が利用者に対して行う内容、手続の説明及び同意から、11ページの第30条の記録の整備まで、それぞれ指定介護予防支援事業者が行う事業の運営の基準を定めるものでございます。

次に、12ページからの第４章、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準でございます。ここでは、第31条の指定介護予防支援の基本的取り扱い方針を、第32条では指定介護予防支援の具体的取り扱い方針を、16ページの第３条では介護予防支援の提供に当たっての留意点についてそれぞれ定めるものでございます。

最後に、17ページ、第５章、基準該当介護予防支援に関する基準でございます。指定介護予防支援事業者として、その指定要件の一部を欠く事業者が行う基準該当介護予防支援事業に関する基準でございます。国の基準どおり規定の準用及び関係条文の読みかえ規定を定めるものでございます。

附則でございます。この条例は平成27年４月１日から施行するものでございます。

次に、18ページでございます。

議案第78号洞爺湖町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

条例制定の趣旨でございますが、この条例につきましても、平成25年６月に成立した第３次地方分権一括法の施行に伴う介護保険法の一部改正により、従来、介護保険法及び厚生労働省令で定められていた地域包括支援事業の基本方針及び地域包括支援センターに従事する職員の基準等について条例で定めるものでございまして、条例の各条の規定につきましては、国と異なる基準とすべき特段の事情や地域性が認められないことから、本条例につきましても、国が定める基準どおり定めるものでございます。

それでは、条例の内容について御説明を申し上げます。

まず、第１条及び第２条につきましては、条例の趣旨、用語の定義をそれぞれ定めるものでございます。

次に、第３条の包括的支援事業の基本方針では、職員が協働して包括的支援事業を実施するに当たっての基本方針を、第４条第１項では、地域包括支援センターが担当する区域における第１号被保険者の数がおおむね3,000人以上及び6,000未満ごとに置くべきもっぱらその職務に従事する常勤の職員の員数を定め、第２項では、第１号被保険者の数が3,000人未満の場合に地域包括支援センターに置くべき職員及び員数をそれぞれ別表において定めるものでございます。

次に、第５条の適切、公正かつ中立な運営の確保では、洞爺湖町地域包括支援センター運営協議会のご意見を踏まえ、適切、公正かつ中立な地域包括支援センターの運営の確保について定めるものでございます。

附則でございます。この条例は平成27年４月１日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから、一括して質疑を行います。

質疑ありますか。

4 番、立野議員。

- 4 番（立野広志君） 議案の第77号と78号、一括して質疑したいと思うのですが、今、副町長が説明になった中身、非常に実は簡単にされたので、これがどうしてこういうふうになるのかというあたりの説明というのはほとんどなかったのですよね。要は、これまで介護保険サービスとして行われてきた要支援1、2の方々を中心とする、ヘルパーやデイサービスの事業を介護保険給付から外すと。そのかわり、その外した分は市町村の総合事業としてこれを受け入れて実施すると、こういうことのための条例の制定なのだということだと思うのです。

一番の問題は、介護保険から外されることによって、これまでサービスを受けていた人たちが、あるいは今後もサービスを新たに受けなければならない人たちが、まずサービスの内容が下がってしまうことになるのではないか、あるいは、逆にそのサービスを受けることによる負担分がふえることにならないか、このことが一番やっぱり重要な部分だと思うのです。ですから、これまでのサービスが後退したり、あるいは利用者負担がふえるようなことがないと。また、そういうことのために、町としてそういった事業を推進していくのだというあたりの、やはり対応の内容について伺いたいのと、それから、実際にこれが要支援の1、2が外されてということになるのは、国のほうでも一応開始時期をこしの4月から2年後の4月、2017年4月までの間は、いわゆる猶予期間を置きますよと。その間にまちとして介護保険から外されたサービスを受け入れるための準備期間だというふうに定めているようですが、その間に同じようなサービスを提供できるような事業を実際に組み立てることができるのかどうか。これは実はほかの町村もそうですけれども、都会などでは違うかもしれませんが、田舎に行けば行くほど、実はサービスを行政がやるとなったら、また大変だと、そういう事業者なども少なく、実施するのが困難だということも出ているそうなのですが、その辺も含めて、まず前段で説明いただきたいと思います。

- 議長（千葉 薫君） 山本健康福祉センター長。

- 健康福祉センター長（山本 隆君） ただいまの議案第77号、78号についてでございますけれども、今回上程させていただいております条例につきましては、地域包括支援センター及び指定介護予防支援事業所の事業実施に当たっての内部規定という形になるかと思います。現在、地域包括支援センターにつきましては、職員の人数等、職種等を定めるもの、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営につきましても、これは利用者に対しての実施に当たっての職員の対応、また、居宅支援事業所における対応等について定めているものでございまして、現在、この条例においては、直接利用者に対しての部分につきましては、何ら今と変わらないと考えているところでございます。

- 議長（千葉 薫君） 立野議員。
- 4番（立野広志君） 何ら変わらないということと言われるとあれなのですけれども、つまり実際にこの条例制定に伴って、それに伴って介護保険のサービス事業が変更されるのは2年先の話ですよね、言っているのは。ですから、その間に、いわゆる受け入れる側の行政としての新しい総合事業によるサービスというものを確立させていかななくてはならないと、こういうことでいわば提案されているのだと思うのです。

そのことで言えば、確かに4月にすぐ変わるわけではないというのはわかりますよ。けれども、4月以降、こういう内容を検討していかなければならないというわけですから、その辺の中身について、きちんとやっぱり説明していただく必要があったのではないかなというふうに思うのです。要支援1、2のヘルパーとデイサービスの給付を廃止して市町村事業に移行するということや、サービス内容や価格、利用者負担は市町村の裁量で決めることができるし、あるいはサービスの中身についても、ボランティアとかNPOなども担い手にしてコスト削減を図ると、こういったようなことが今後のこの条例後の検討の中で協議されていくのかなと思うのですが、そういうことで間違いはないですか。

- 議長（千葉 薫君） 山本健康福祉センター長。
- 健康福祉センター長（山本 隆君） そのように考えてございます。
- 議長（千葉 薫君） 立野議員。
- 4番（立野広志君） だからこそ、先ほどから言っているように、国が要支援の1、2を外して、いわゆる市町村事業へ移すということに伴って、そのサービスが本当に維持できるのかどうか、また、負担がふえるということがないようにするということで、行政側として、その出発点になる制度、条例なのですから、そういう決意を持って取り組むという考えをきちっと示していただかなければならないなと思っているのですが、その辺はどうなのですか。
- 議長（千葉 薫君） 皆見健康福祉課長。
- 健康福祉課長（皆見 亨君） 今のご質問でございます。今回の介護予防日常生活支援総合事業のことでございますが、第6期介護保険事業計画の中でも、この事業につきましては、今、議員からお話いただきましたとおり、29年4月からということで予定してございます。そういった中での、今回、27年度からの予定といたしまして、やはり27年度のうちから、こういった形が一番町民の皆様にとっていい形なのか、こういった形で事業ができるのか、そういったところをほかの市町村と連携を持ちながら、考えながら、ともに進めていく予定と今しているところであり、そういった中でも、特に要支援1及び2の方のデイサービス、ヘルパーの利用等につきましても、年々ふえているような状況の中で、やはりサービスの低下があってはいけないというふうに私どもも考えてございます。費用負担の問題についてもそうでございます。それらをやっぱり総合的に27年度から順次考えていき、今よりサービスの低下がないような状況で実施をしていきたいというふうに考えているところではあります。

いずれにいたしましても、ある程度事業の内容等が今後少しずつでも出てきた状況の中では、町民の皆様からのご意見等を伺いながら進めていきたいというふうに考えているところ

でございます。

- 議長（千葉 薫君） 真屋町長。
- 町長（真屋敏春君） 介護保険につきまして、１級から５級まで、今までは国の制度として成り立ってきたわけでございますけれども、今回、１級、２級については町村のほうの業務ということで、今、私ども、介護予防プランを立てていかなければならないということでございますけれども、いわゆる財源的に、今まで国の補っていたものを町村がやるということですから、相当数のやはり財源が伴ってこようかなというふうにも思います。その財源の補てんを国のほうにどう求めているか、今、町村会のほうでも議論、話題になっているところでございますけれども、やはり地域に住み慣れた方々が地域でしっかり暮らせるような、そういうふうなシステムづくりはこれから当然、やはり町としても、自治体としてもとっていかねばならないなというふうにも思っております。ただ、その負担割合、あるいは介護サービス、それを本当にどこまでできるのかというのもあわせて検討していかなければならないなというふうにも思っております。

今、私どものまちも、社会保障費が非常にふえている。介護保険だけでなく、医療費の問題、あるいは子育て対策、社会福祉に係る費用が年々高くなっておりますので、その部分も加味しながら、よりよいものにしていかなければならないなと思っておりますが、まずは近隣町村、あるいは国の動向を注視しながら、対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

- 議長（千葉 薫君） ほかに質疑ありますか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（千葉 薫君） これで質疑を終わります。

これから討論と採決をそれぞれ行います。

まず、議案第77号洞爺湖町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についての討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号洞爺湖町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第78号洞爺湖町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条

例の制定について、討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号洞爺湖町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（千葉 薫君） 日程第4、議案第79号洞爺湖町畜産担い手育成総合整備事業分担金の徴収に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

- 副町長（八木橋 隆君） 議案第79号洞爺湖町畜産担い手育成総合整備事業分担金の徴収に関する条例の制定についてでございます。

洞爺湖町畜産担い手育成総合整備事業分担金の徴収に関する条例を次のように定めるものでございます。

条例制定の趣旨でございますが、町の畜産経営の安定化を図るため、草地の更新などの基盤整備事業の実施に伴い、受益者から分担金を徴収するための条例を制定するものでございます。

以下、各条についてご説明を申し上げます。

第1条でございますが、ここでは徴収の根拠を定めるものでございます。

次に、第2条の分担金の額及び算定の基準でございますが、国及び北海道から受ける補助金の額を減じた額の範囲内において、施行事業ごとに規則で定めるものでございます。

次に、第3条では、納付義務者を当該事業によって利益を受ける者と定め、第4条では、分担金の徴収方法と納付期日を、第5条では、天災等により分担金の納付が困難となった場合の納付期日の変更と減免等について、それぞれ定めるものでございます。

また、第6条でございますが、この条例の施行に関し、必要な事項は規則に定めるものでございます。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号洞爺湖町畜産担い手育成総合整備事業分担金の徴収に関する条例の制定については、原案のとおり可決をされました。

議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（千葉 薫君） 日程第5、議案第80号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

- 副町長（八木橋 隆君） 議案第80号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてでございます。

初めに、この条例の制定の趣旨でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行することとなり、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、新教育長を置くことなど、制度の改正が行われたことから、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

それでは、第1条の洞爺湖町職員定数条例の一部改正から第4条の洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正まで、議案説明資料によりご説明を申し上げます。

議案説明資料1ページの洞爺湖町職員定数条例の新旧対照表でございます。

現行の教育長は、任命に議会同意を必要とする教育委員会の委員としての特別職の身分を有し、あわせて教育委員会が任命する教育長として一般職の身分を有するものでございましたが、新教育長は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する職、特別職となることから、第1条の定義の規定中、「教育長及び」を削除するものでございます。

次に、第2条の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正についてでございます。

改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律に新教育長の職務専念義務が定められたことから、職務専念義務の特例について所要の改正を行うものでございまして、第1条の趣旨では、新教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項に規定された

ことを追加し、第2条の見出しにつきましては文言の整理でございます。

また、第3条につきましては、教育長の職務に専念する義務の免除について追加規定するものでございまして、第1号から第3号のいずれかに該当する場合、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができると定めるものでございます。

次に、2ページの洞爺湖町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございますが、非常勤特別職である教育委員会委員長が廃止されることから、別表から当該職名及び報酬の規定を削除するものでございます。

次に、洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてでございます。

改正法附則第8条の規定により、教育長の給与については地方自治法第204条第1項及び第3項の規定による常勤の特別職の職員として給与等を条例で定めることとしていることから、第1条の特別職に教育長を追加し、その給料月額を61万2,000円と定めるものでございます。

議案22ページに戻っていただきまして、第5条でございますが、教育長につきましては、今回の条例改正により特別職となることから、洞爺湖町教育委員会教育長の給与等に関する条例を廃止するものでございます。

附則でございます。

第1条の施行期日でございますが、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

次に、附則第2条の洞爺湖町職員定数条例の経過措置から、附則第5条の洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例までの経過措置についてでございますが、この条例の施行の際、旧法第16条第1項に定める教育長として現に在職している場合にあっては、その任期に係る教育長として在職期間はそれぞれ附則第1条から附則第4条の改正規定は適用せず、なお従前の例によると定めるものでございます。

最後に、附則第6条の洞爺湖町教育委員会教育長の給与等に関する条例の経過措置でございますが、この条例の施行の際、旧法第16条第1項に定める教育長として現に在職している場合にあっては、その任期に係る教育長として在職の間は第5条の廃止の規定は適用せず、旧教育長条例の規定はなおその効力を有することとし、この場合において、旧教育長条例第1条中、教育公務員特例法とあるのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、附則第9条の規定により、なお効力を有するものとされる旧教育公務員特例法と読みかえるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありますか。

4番、立野議員。

- 4 番（立野広志君） 今回の提案、議案の第80号の問題なのですが、大変重要な問題を含んでいるなというふうに感じるのですが、そういう中で、端的に言いまして、首長、町長の権限が強化される一方で、合議制の教育委員会の権限というのが逆に弱まっていくということになるのではないかなと思うわけですが、その点について、これは実際に権限を有するのは今度は町長になるわけで、町長自身がどう受けとめているかということです。

それから、実際に町の教育政策の大元となる大綱を決定する権限が首長に与えられているわけです。しかも、この大綱というのは、政府の教育振興基本法の基本的方針というものを参酌してつくることが求められているというふうになっています。要するに国の方針をもとに町長が大綱を決めて、その大綱を教育委員会に具体化させると、こういう流れなのかなと思うのですが、その辺の認識について、まず伺っておきたいと思います。

- 議長（千葉 薫君） 真屋町長。
- 町長（真屋敏春君） 基本的に今回の改正で、いわゆる教育委員会の大綱については町長のほうで、それを教育委員さんといわゆる協議をしながらということになるわけですが、前にも話したかなというふうに思いますけれども、私は当町の教育行政については、基本的には教育委員会のほうにゆだねるというふうな考え方でございまして、ただ、教育行政の中で、今、問題となっております子どもたちのいじめの問題、それをどういうふうに対処していくか、これは地域の問題として一緒に考えていかなければならないなというふうに思っております。特に教育行政については、先ほど申しましたとおり、基本的には教育委員会にそれをゆだねていきたいなというふうに考えておりますが、しかし、何らかの教育委員会も困っているときには、行政のほうもそれを手助けしていかなければならないなというふうに考えております。

- 議長（千葉 薫君） ほかに質疑ありますか。

立野議員。

- 4 番（立野広宏君） もう 1 点伺いますが、実際のこの条例、一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理ということですが、この条例が施行されるのは、現在、教育長の任期がありますから、そうすると、教育長の任期が切れてから、実際にこれが適用されるということになるのでしょうか、その時期はいつからですか。

- 議長（千葉 薫君） 天野管理課長。
- 管理課長（天野英樹君） 現教育長の任期が来年の28年5月17日までございますので、その翌日の来年の5月18日以降にこれらの関係は適用がされるというものになってございます。
- 議長（千葉 薫君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

3 番、松井議員。

- 3 番（松井保明君） ちょっと私個人、大変残念なことで、よく理解できないし、また、勉強不足なので、その辺、制度的なものをちょっと解説してもらいたいなと思っているのです。要するにこの法律の背景というのはどういうものによってこういう法律が生まれたのか。

さっきから町長が、いじめとかいろいろなことを言われています。先般の議会の中でも、いじめという問題を取り上げられていましたけれども、わざわざいじめをなくすためにこういう法律改正されたのですか。その辺の制度の内容をひとつ。

○議長（千葉 薫君） 網嶋教育長。

○教育長（網嶋 勉君） 今回の地方教育行政の改正の経過といいますか、ことの発端は、平成23年に起きた滋賀県内のいじめで最終的には自殺者に対する教育行政並びに関係機関の対応といいますか、それが発端でございまして、今回の改正の中にございまして、教育行政における責任体制の明確化、それから、いじめ等、児童生徒の身体的危険といいますか、いじめも含めて、それらに対応する危機管理体制の構築、ですから、そこには教育委員会という行政機関だけではなくて、首長がかかわる総合教育会議の中で議論されるというか対応される部分が含まれると。それから、首長が地方公共団体の教育行政の基本的なものを策定する総合教育会議というものを設置して、首長及び教育委員会で議論して決定をする。ですから、従来より首長の教育にかかわる基本的な部分についてのかかわりがより、一部は具体的、それから策定責任者ですので、そういうことでございます。

ただ、今回、法律の改正の中では、教育行政が今と違って付属機能的な議論もされた経過もあるのでありますけれども、最終的には教育の政治的中立、継続性、安定性ということで、従来どおり教育行政の執行機関として、改正後の法律でも担うと、そんなような経過が今回の法律の改正の内容でございます。

○議長（千葉 薫君） 松井議員。

○3番（松井保明君） その背景はよく理解できました。

そこで、いじめという問題がよく出ていますけれども、今の教育長の答弁の中に、総合教育という言葉が出ていまして、この総合教育というのはいろいろな範囲が広いわけですが、一つの例を挙げますと、まちの中で町長が町政懇談会を行って、その中で、いろいろなところで、いじめのほかに、例えば我がまちの子どもたちにもう少し道徳教育とか、そういったものをひとつなじませるとか、そういう関連するものについて、子どもたちにもう少し教えていったらどうかという父兄の声などが出た場合、町長はそれを受けて、今言った総合教育の計画だとか何かに載せることができるのかできないのか。それこそそれがだめだと、できないのだというなら、今言った法律の意味がないのですけれども、そういった場合に、これはどういふうになるのですか。解説してください。

○議長（千葉 薫君） 網嶋教育長。

○教育長（網嶋 勉君） 今、道徳教育というのが義務教育の中で、教科ではありませんけれども、指導要領に基づいて学校で実施されております。今議論されているのは、数年後には教科として見直しされるという内容でございまして、確かに総合教育会議でいろいろな観点で我がまちの教育について、教育委員会と町長の間で今後議論されて、決定されるというふうになると思いますけれども、なかなか学校現場の教科の内容といいますか、そこまでは難しさ、それから、実施されているのは指導要領に基づいて学校現場で実践されていること

ですので、その中身までというか、ただ、町内的ないろいろな特色あるまちの状況を教科の中で取り入れるという考え方はできると思いますけれども、そのものを議論するというのは、ちょっと違う観点かなというふうに認識しております。

- 議長（千葉 薫君） ちょっとお待ちください。町長が今答弁します。

真屋町長。

- 町長（真屋敏春君） 先ほど前議員にも、子どもは大綱はつくと。そして、洞爺湖町の教育行政にかかわることについては、主体性はやはり教育委員会に担ってもらおうというのが基本姿勢でございます。ただ、今までも、いわゆる特別支援を要する子どもたち等々のために特別支援員の配置、あるいは学力向上のための支援策、こういうものは行政のほうから予算をつけて、教育委員会のほうでやっておりました。そういうことは引き続き教育委員会内部とも協議しながら進めてまいりたい。ただ、私どものほうが余りにも関与を深めるということではなくて、あくまでも主体性は教育委員会に持って行って、教育現場の向上につながるよう、行政のほうとしても支援をしてまいりたいなというふうに考えております。

- 議長（千葉 薫君） 松井議員。

- 3番（松井保明君） 3回目ですから、最後にちょっと大事なことを尋ねたいのですけれども、平成26年、去年の6月の議会で、立野議員がこの関係の質問を町長にしているわけです。その中で、議事録を読みますと、もう一度振り返ってみて、読んでみていて、改めて、別にあら探しをしているわけではないのですけれども、要するに教育改悪という言葉が使われて、「例のように、侵略戦争を美化したり、あるいは安倍流の愛国心教育の押しつけをしたり、あるいは異常な競争心を持ち込んだり」とありますけれども、これは考え方は自由ですからいいのですけれども、実際、この条例改正によって、こういうようなものへ持ち込むというか、流れていくものなのですか。どうなのですか、その辺は。この辺の答弁、ちょっとこのままいくと、条例なりこの法律はこういうようなものにつながるのかなと我々は感じるのですけれども、私はそうならないと思っていますけれども、教育委員会なり町はどう思いますか、こういう質問について。そんなことあり得ないのだという自信を持って答弁してもらいたいのですけれども。

- 議長（千葉 薫君） 真屋町長。

- 町長（真屋敏春君） 今現在も、私どもの教育体制は、いわゆる平和主義をとった教育体制でございます。今後もそれは変わらないというふうに思っております。

- 議長（千葉 薫君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありますか。

4番、立野議員。

- 4番（立野広志君） 今、質疑でも、私が一般質問で取り上げたことをちょっと取り上げて

いたようですが、大分はしょっているので中身がごちゃごちゃになっているようでしたが、いずれにしても、この議案第80号の議案第80号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてという長い表題ですが、この提案について、私は反対の立場で討論したいと思います。

まず問題点は何かということ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行によって、教育委員会の代表者、いわば責任者として教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長職を新設して、首長が直接それを任命すると。首長が招集する総合教育会議を新設して、教育委員会と、これには教育長や教育委員も入るわけですが、教育施策の大綱を策定して、重要な教育施策の協議、調整を行うということを骨子にしたわけです。つまり、先ほども質疑の中でお尋ねしましたが、つまり首長の権限が一層強化される一方で、合議制の教育委員会の権限というのが逆に言えば弱体化するということになるわけです。

町長は、いずれにしてもこれまでの教育委員会の体制を守って、自主性を守り、そういった立場で首長としても取り組んでいくと、こういうことをお話しになっていますけれども、大元の大綱をつくる根拠になるものが、いわゆる国の指針なのですね。政治が教育に果たすべき役割は、先ほど町長がお話しになったような校舎の改修や、あるいは教員の増員、加配や、あるいは特学も含めて、そういった条件整備、これを行うことは従来どおりのことでありまして、これは当然、今後も進めていかなければならない。そういう教育の条件整備などによって教育の営みを支えるというのがこれまでも町長としての、あるいは行政としての仕事だったわけです。

政治が教育内容に介入してゆがめるようなことは絶対あってはならないわけで、町長はそうしないというふうには言っていますけれども、実際、今の政権を見ますと、例えば愛国心というものを盛り込んで、そういった教育基本法の全面的な改正を行っております。それを具体化する、それをそれぞれの市町村や全国の教育の内容に反映させるということが、今既に始まってきています。まちとしても、教育への政治支配を許さず、子どもと教育を守るために努めるべきだと思いますが、まちの教育政策の大元となる大綱を決定する権限というのは、先ほども言いましたが、首長に与えられました。しかも、この大綱というのは、政府の教育振興基本計画というものを、その基本的方針を参酌してつくることが義務づけられているわけです。要するに国の方針をもとに首長が大綱を決めて、その大綱を教育委員会に具体化させるというような流れになるわけです。教育への政治支配が一層強まるということは、これまで以上に強まることは、これはもう明らかなことでありまして、教育委員会が教育の自主性を守る、本来の役割を果たすことが、町長としても頑張っしてほしいわけですが、こういう根拠となる条例がつくられることによって、一層それにたがが外れるような、そういったことになってしまうわけです。保護者や学校現場の意見をよく聞いて、教育施策に今後も生かしていくことが求められると思います。

そういう立場から、今回の提案に反対いたします。

○議長（千葉 薫君） 次に、賛成者の発言を許します。

９番、下道議員。

- ９番（下道英明君） 私は、賛成の立場から討論をさせていただきます。

まず、今回の教育委員会の条例の改正につきまして、第１点といたしまして、従前のところでは、教育長と教育委員長等の地方教育行政に対する不明瞭な責任体制がございました。このたびの改正により、新教育長になることにより、地域に対する顔の見える新教育長の教育行政が見られることにより、地域のほうも教育行政に対する理解が一層深まってくるものと思っております。

第２点といたしまして、先ほど来あります首長の政治的中立性ということですが、やはり民意で選ばれた首長が、そういった形の中で、政治思想は別として、先ほど来、今、町長のほうもおっしゃっておりますけれども、洞爺湖町におきましては、従前の教育委員会の行動指針に対して尊重していくということがございました。

ゆえに、民意で選ばれました首長が新しい総合教育会議におきまして、大綱並びに種々の諸問題について、純然たる教育委員の皆さんとの協議、合意を得ながら教育行政を行っていくという観点から、私は賛成といたします。

以上です。

- 議長（千葉 薫君） ほかに反対者の討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） これで討論を終わります。

これから、議案第80号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（千葉 薫君） 起立多数です。

したがって、議案第80号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理については、原案のとおり可決されました。

ここで、休憩に入ります。

再開を11時10分とします。

（午前 11 時 00 分）

- 議長（千葉 薫君） それでは、再開いたします。

（午前 11 時 10 分）

議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（千葉 薫君） 日程第 6、議案第81号洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

- 副町長（八木橋 隆君） 議案第81号洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

条例改正の内容でございますが、昨年の人事院勧告に準拠し、地域手当等諸手当の改善、給料の平均2%の引き下げ、その他1時間当たりの給与額の算出方法等について、一部見直しを行うものでございます。

それでは、議案説明資料によりご説明を申し上げます。

4ページ、条例新旧対照表でございます。

まず初めに、第13条の2第2項の地域手当でございますが、地域手当の月額給料、管理職手当及び扶養手当の合計月額に規則で定める支給割合を乗じて得た額としておりますが、今回、その支給割合の上限を「100分の18」から「100分の20」に改めるものでございます。

次に、第15条の2第2項の単身赴任手当の月額でございますが、定額で支給される額を「2万3,000円」から「3万円」に、交通距離に応じて加算して支給される額の上限額を「4万5,000円」から「7万円」に改めるものでございます。

いずれも、二つの手当につきましては、当町においては該当がございません。

次に、第17条の第2項、寒冷地手当の額につきましては、地域の区分及び世帯等の区分等に応じ定めておりますが、今回、国家公務員の寒冷地手当に関する法律に定める地域の区分の改正によりまして、洞爺湖町全域が2級地に変更されたことから、表中の3級地の欄及び備考欄を削除するものでございます。

次に、5ページの第20条の管理職員特別勤務手当でございます。第1項につきましては、次項及び第3項の改正に伴う文言の整理でございまして、第2項につきましては、管理職員特別勤勉手当を支給する場合の追加でございまして、第1項に定める管理職員が週休日等の以外の日、平日の午前0時から午前5時までの間に災害への対処など、その他臨時または緊急の必要により勤務した場合についても、管理職員特別勤務手当を支給するものでございます。

また、第3項管理職員特別勤務手当でございますが、第1号では、週休日等の場合の勤務1回につき支給する額の上限額を、第2号では週休日等以外の日午前0時から午前5時までの間に勤務した場合の勤務1回につき支給する額の上限額をそれぞれ定めるものでございます。

第4項につきましては、項の繰り下げ、文言の整理でございます。

次に、6ページの第27条の勤務1時間当たりの給与額の算出でございますが、規則で定める祝日及び年末年始の勤務時間を除き、算出するよう改めるものでございます。

次に、第28条の給与の減額でございますが、給与を減額して支給する場合は、その勤務し

ない1時間につき、第27条の改正規定は適用せず、現行条例第27条の規定により算出した額と定めるものでございます。

次に、7ページの附則第26項、特定職員の給与でございます。課長職以上で55歳以上の職員は、現在、給料、期末勤勉手当、管理職手当から1.5%を減じて支給する措置を講じておりますが、その措置期間を「当分の間」から「平成30年3月31日」に改めるものでございます。

次に、議案27ページに戻っていただきまして、別表、行政職給料表でございます。給料月額を全体で平均で2%引き上げる改正でございます。

同じく議案25ページの附則第1項、施行期日でございますが、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

次に、附則第2項、切りかえ日前の異動者の号俸の調整でございますが、平成27年4月1日以前に昇格などにより給料表の職務の級が移動した職員について、平成27年4月1日に昇格したものとした場合との権衡上必要と認められる限度において必要な調整を行うことができますとする規定でございます。

次に、附則第3項からの給料の切りかえ等に伴う経過措置でございますが、附則第3項では、平成27年4月1日以前から引き続き在職している職員の平成27年3月31日における給料月額に平成27年4月1日における給料月額が達しない場合は、その差額に相当する額を平成30年3月1日の間まで給料として支給する減給補償を規定しているところでございます。

附則第4項及び第5項では、休職中の職員が復職した場合や、他の地方公共団体の職員から洞爺湖町の職員に採用された場合などについて、必要に応じて第3項の規定により給料を支給する規定を、附則第6項では、第3項から第5項までの規定により給料が支給される職員の期末勤勉手当における役職加算の適用について、差額に相当する額を含めることをそれぞれ定めるものでございます。

最後に、附則7項及び第8項の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正、職員の給与等に関する条例の一部改正につきましては、条例の改正に伴う条項の整理でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

4番、立野議員。

○4番（立野広志君） 今回の条例改正に関して、二つほど説明いただきたいと思うのですが、給与表の引き下げについては、民間賃金水準の低い全国12県を一つのグループにした官民格差など、全国の格差との率の差を採用した俸給表というのがありまして、それを引き下げると、こういうふうな話になっているわけですが、それが妥当なのかどうかということもありますし、または地域手当の支給時において平均2%の俸給引き下げ分を、当該手当の支給率を上げることによって現状をほぼ維持されるということなのですが、地域間の格差がさらに大きくなるのではないかというふうに思うわけです。

この件に関して、ここは労働組合もありますし、組合との合意、当然前提として提案されているのだと思うのですが、それをまず確認をさせていただきたいのと、それから、いずれにしても、現状において、俸給表の引き下げに対する疑問や懸念もあるわけですが、労働基本権を持たない公務員の第三者機関としての人事院からの勧告だと、俸給表の引き下げについては3年間の経過措置という激変緩和の措置もあるようですが、この辺についての説明についても伺いたいと思います。

○議長（千葉 薫君） 毛利総務課長。

○総務課長（毛利敏夫君） 2点ほどのご質問でございますけれども、まず1点目の、今回の給与改定に伴いまして、組合と協議を終えているかということの質問でございますけれども、これにつきましては、組合と協議を終えておりまして、了承をいただいているところでございます。

もう1点の減給補償の関係でございますけれども、減給補償につきましては、今回、引き下げに伴いまして、500円から最高で1万4,800円が減額されるということでございます。これにつきましては、30年3月31日まで減給補償されるということでございます。55歳以下の職員につきましては、昇給とかございますので、ある程度その減給補償が終わるものと思いますけれども、55歳以上の職員につきましては、減給補償が残るものと思われます。

以上でございます。

○議長（千葉 薫君） 立野議員。

○4番（立野広志君） 今回、給与表の引き下げなどが行われるわけですが、町の、これは結局財政的にはどういう状況になるのでしょうか。給与に対する支出額の変更等について、何か試算しているのでしょうか。

○議長（千葉 薫君） 毛利総務課長。

○総務課長（毛利敏夫君） 今回の影響額でございますけれども、給料につきましては1,260万円、期末勤勉手当では430万円の減額となりますけれども、この減給補償により、この額につきましてはそのままというふうになっております。

○議長（千葉 薫君） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（千葉 薫君） 日程第7、議案第82号洞爺湖町立学校設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

- 副町長（八木橋 隆君） 議案第82号洞爺湖町立学校設置条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

初めに、この条例改正の趣旨でございますが、少子高齢化に伴う児童生徒数の減少が進む現状を踏まえ、洞爺湖町内小中学校の適正配置計画を作成し、町内小中学校の保護者など、関係者の皆様と協議を進めてまいりましたが、昨年未までに洞爺湖温泉中学校を虻田中学校へ統合することとし、統合時期は平成28年4月1日とすることについて、洞爺湖温泉中学校及び洞爺湖温泉小学校の保護者の皆様並びに洞爺湖温泉、月浦及び花和の地域の皆様からご理解を賜りましたことから、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございます。別表第2表中、洞爺湖温泉中学校の項を削除するものでございます。

附則でございます。この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

- 議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第82号洞爺湖町立学校設置条例の一部改正についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、学校施設の廃止についての条例の一部改正でありますので、可決をするには、議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用または廃止に関する条例第2条の規定により、議長を含む出席議員の3分の2以上の者の同意を必要といたします。

ただいまの出席議員数は14名であり、その3分の2は10名であります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（千葉 薫君） 結構です。

ただいまの起立は14名であります。

したがって、議案第82号洞爺湖町立学校設置条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（千葉 薫君） 日程第8、議案第83号洞爺湖町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

- 副町長（八木橋 隆君） それでは、議案第83号洞爺湖町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

初めに、条例改正の趣旨でございますが、少子化が進む当町において、子育て世代における医療費の負担軽減を図り、子どもたちを取り巻く保健体制の向上を促進するため、北海道が実施しております補助対象基準を超える助成拡大を行うため、所要の改正を行うものでございます。

あわせて、重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費助成の対象となる子どもたちにつきましても同様の助成拡大を行うものでございます。

それでは、議案説明資料によりご説明を申し上げます。

10ページでございます。

第2条の用語の定義でございますが、助成の対象を15歳までに拡大することから、第1項第1号中の「満12歳」を「満15歳」に改め、自己負担額を無料とすることから、第3項の一部負担金及び第5項の基本使用料について削除し、あわせて第4項、第6項、第7項を繰り上げるものでございます。

次に、第3条の受給資格者でございますが、所得制限を廃止することから、11ページの第3号を削除し、第5項の基本料の助成につきましても、全額助成とすることから、全文削除するものでございます。

次に、第6条の助成の範囲でございますが、条を繰り上げ、第5条とし、受給者が負担すべき金額から、一部負担金及び基本料を削除し、あわせてただし書き以下を削除することにより、対象全年齢の通院、入院、指定訪問看護の全てを助成対象とするものでございます。

以下、第7条から第10条までを繰り上げ、第9条中、「第6条」とあるのを「第5条」に改めるものでございます。

議案31ページに戻っていただきまして、附則でございます。

第1項の施行期日でございますが、この条例は平成27年8月1日から施行するものでございます。

附則第2項では、医療費の助成の適用について、経過措置を定めるものでございます。

次に、附則第3項の洞爺湖町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正でございますが、これにつきましても、議案説明資料12ページの条例新旧対照表によりご説明を申し上げます。

第3条の助成の対象でございますが、同条各号のいずれにも該当しない者に対し、疾病及び負傷の医療に関する経費について助成すると規定しておりますが、このたびの改正では、満15歳までの者に限り、所得制限を廃止することから、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者を加えるものでございます。

次に、第4条の助成の額でございますが、満15歳までの者にあつては一部負担金及び基本利用料は控除しないものとする規定を追加するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

4番、立野議員。

○4番（立野広志君） 今提案されました乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正というのは、本当に多くの子育て世代が待ち望んでいた行政としての対応だと思うのですが、その中で、給付方法についてちょっと伺いたいと思います。乳幼児医療給付事業においては、給付方法は償還方式、すなわち一たん医療機関の窓口で支払った後、まちの窓口で払い戻しを受ける方法と、現物給付、すなわち医療機関の窓口で定められた自己負担額のみ支払う、この場合は無償ということになりますので、払う必要はなくなるかもしれませんが、今回の場合、どちらの方法をとるのか、あるいは併用するという形なのか。実は全道の実施している市町村の状況を見ますと、その辺の対応はいろいろまちまちです。現物給付でやっているところもあれば、あるいは償還払いというふうになっているところもあるし、あるいは拡大分のみ償還払い、そして従来の道の基準の内容については現物給付と、何かそういったことがあるのですが、利用する側にとってみれば、やはり現物給付での支給が一番負担もなく、そういった方法をとることを求めていると思うのですが、まずどういう形でこれは給付が行われるのか、この点についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（千葉 薫君） 遠藤総務部長。

○総務部長（遠藤秀男君） 給付方法の関係でございますけれども、現在、管内、登別、それから室蘭、伊達、豊浦、壮瞥の管内におきましては、乳幼児等の医療につきましては現物給付という形で実施してございます。この管内につきましては、拡大後も現物で進めたいと考えてございます。ただし、これまでもそうなのでございますけれども、北海道、それから北海道以外の場合は、償還給付となるところでございます。

それから、これにあわせまして、重度心身障害者、それからひとり親等の15歳までの対象の方も無償という形にしたいと思っておりますが、これにつきましては、やはり北海道のほうで制度が決まっております。管内、それから北海道内においてはこれまでも現物なのですが、拡大分においては償還でやらざるを得ないという状況がございます。ですから、一たん窓口で自己負担分を払っていただいて、私どものほうに申請していただくという形になるかと思っております。これは道外も一緒でございます、そういう形で今進める考えで、医師会、それから歯科医師会、薬剤師会との事務的な協議につきましては、これから進めていくという状況になっているところでございます。

○議長（千葉 薫君） 立野議員。

○4番（立野広志君） そうしますと、確認しますが、一般といいますか、満15歳に達する日以降の最初の3月31日までということであると、重度心身の方を除いて、この方たちについては現物給付で行うと。そして重度心身障害者及びひとり親家庭医療費の関係については、拡大分については償還給付だということ間違いのないですね。

それと、もう一つは、例えば町内と町外の医療機関等で給付の方法が違ってたりするのですが、例えばここでいうと、洞爺湖町の町民であれば、道内でもそうですが、どこの医療機関を受けても、これはあくまでも現物給付ということになるのかどうか、その辺もちょっと確認したいのですけれども、いかがですか。

それと、ついでは、今回、8月からの実施と、保険証の切りかえということもあるので、それは理解しているのですが、8カ月間で予定している予算が1,140万円ということですから、そのうち過疎債で3割のみが町の負担ということになるということなのですが、非常に少ない金額で、こういう大変少子化対策、あるいは子育て支援ということでは、非常に進んだ事業が取り組めるということなのですが、将来的には、全道的にも今ふえてきていますが、高校卒業までの医療費の助成も含めて、ぜひ検討してもらいたいものだと思うのですが、まずここ、中学卒業まで実施していただくということで、今質問したことについて、もう1回確認も含めてお答えをいただきたいと思います。

○議長（千葉 薫君） 遠藤総務部長。

○総務部長（遠藤秀男君） 給付の関係でございますけれども、先ほど申し上げましたが、乳幼児等に関しましては、登別から以西といいますか、町内の方が登別、室蘭、伊達、豊浦、壮瞥で受診する場合については現物というふうに考えているところでございます。

それから、済みません、先ほどの関係で、ただ、管内でも一部医療機関では現物に対応されていない医療機関がございます。これは医療機関の判断でございますので、私ども今のところお願いはしているのですが、なかなか難しいところがあるかなと思っております。

それから、8月1日からの施行ということでございますが、議員もおっしゃられましたように、私ども受給者証の更新時期でございますので、無用の混乱は避けたいというのが一つございます。また、システムの変更も当然伴いますので、予算が通った上で、新年度でそのシステムを変更していくということと、それから、先ほど申し上げました、医師会等とのこ

れから事務的な協議もございます。先ほど現物でいくと言っておりますけれども、100%ということではございませんので、当然、これは医師会等との協議が必要になりますので、そういうこともご承知いただければなと思っております。

現在は義務教育修了までという形でまずは進めさせていただいて、この制度の定着をしっかり図った上で、必要であるときは今後検討すると。先ほども申しました、財源としましては過疎債を適用するということになってございますが、過疎債も時限でございまして、今のところ31年度まででございますので、恒久ではございませんので、その辺も加味しながら今後進めていくことになろうかと思っております。

○議長（千葉 薫君） ほかに質疑ありますか。

3番、松井議員。

○3番（松井保明君） さっきの条例の中でも附則のところでお聞きしましたがけれども、今回も附則のところで、これが8月となっていますね。普通でしたら新年度で4月1日からとかとなぜできないものか。これはいろいろな理由があって8月になったのだらうと思うのですが、その理由は何なのでしょうか。

○議長（千葉 薫君） 遠藤総務部長。

○総務部長（遠藤秀男君） 今もその件につきましては申し上げたところでございますけれども、1点目は、この乳幼児医療等の受給者証の更新は毎年8月1日でございます。そういうことから、事務手続等で、重複して診療するとかということもございますので、そういう無用の混乱を避けたいという部分が1点です。もう1点が、やはりこれは当然システムの変更が必要になりますので、予算が通った後、新年度の中でシステムを変更していきたい。それから、医師会等との協議にある程度の時間をいただきたいということから、8月というふうにさせていただいたものでございます。

○議長（千葉 薫君） ほかに質疑なければ、これで終わりたいと思いますが、よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号洞爺湖町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決をされました。

議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（千葉 薫君） 日程第9、議案第84号洞爺湖町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

- 副町長（八木橋 隆君） 議案第84号洞爺湖町介護保険条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

この条例の一部改正の内容でございますが、洞爺湖町第6期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険率、保険料の標準段階の見直しなどがございます。

以下、議案説明資料14ページの条例新旧対照表によりご説明を申し上げます。

まず、第5条の保険料率でございますが、対象年度を「平成27年度」から「平成29年度」に改め、第1項第1号から第5号までの「第38条」を介護保険法施行令の改正に伴い「第39条」と改めるものでございます。

次に、第1号から第9号の段階別保険料につきましては、第1号に規定する第1段階の保険料を「2万2,800円」から「2万7,000円」に、第2号に規定される第2段階の保険料を「2万2,800円」から「3万4,000円」に、第3号に規定される第3段階の保険料を「3万4,200円」から「4万500円」に、第4号に規定される第4段階の保険料を「4万5,600円」から「4万4,800円」に、第5号に規定される第5段階の保険料を「5万7,000円」から「5万4,000円」にそれぞれ改めるものでございます。

なお、第4段階及び第5段階につきましては、保険料が現行と比べ低くなっておりませんが、現行の第1段階及び第2段階を第1段階に統合したことにより、階層をそれぞれ繰り下げるものでございます。

次に、第6号から第8号までは、アで定める合計所得金額により、それぞれの階層ごとに保険料を定めておりまして、第6号では合計所得金額が120万円未満の方については6万7,500円に、第7号では合計所得金額が120万円以上190万円未満の方については7万200円に、第8号では合計所得金額が190万円以上290万円未満の方については8万2,600円にそれぞれ改めるものでございます。

なお、第6号から第8号までのイでございますが、生活保護を必要とする状態にある方が保険料の軽減を受けることによって生活保護に該当しなくなることが証明された場合に、保険料の軽減を受けられる境界層措置制度について定めるものでございます。

第9号では、前各号のいずれにも該当しない方として、合計所得金額が290万円以上の方の保険料を9万1,800円と定めるものでございます。

次に、第7条第3項の賦課期日後において第1号被保険者の資格取得喪失があった場合についての定めでございますが、第1号被保険者の保険料の月割りについて、第1号から第8

号まで、生活保護等を必要とする状態にある方の境界層措置制度について定めるものでございます。

議案に戻っていただきまして、35ページの附則の追加でございます。

介護保険法改正に伴う事業等の実施についての経過措置を定めるものでございまして、第10項では、介護予防・日常生活支援事業等に関して、第11項では、認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員の取り組み推進に関して、第12項では、生活支援コーディネーターの設置等に関して、それぞれ平成27年の4月1日から町長が定める日までの間には行わず、町長が定める日の翌日から行くと定めるものでございます。

次に、附則第1項の施行期日でございますが、平成27年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項の経過措置でございますが、改正後の介護保険条例第5条及び第7条並びに第3項に規定する保険料の料率の特例につきましては、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によると定めるものでございます。

次に、附則第3項の保険料率の特例でございますが、第6期における特例措置でございます。第1号被保険者の低所得者軽減対策として、所得段階第1段階の保険料については、保険料基準額に対する割合を0.5倍から0.45倍に軽減する措置を講じ、2万4,300円と定めるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありますか。

4番、立野議員。

○4番（立野広志君） 第6期の介護保険事業計画については何度か議会でも取り上げさせていただいて、町側の取り組み状況などもある程度認識しているつもりなのですが、今回、最終的に4月からスタートする第6期介護保険事業計画に伴う保険料を中心とした料金設定が出されたわけです。保険料の軽減措置については、ある程度第5期から比べてもランクがふえて、幾らか低所得者についての軽減が進むのかなとは思ってはいるのですが、全体としては、やはり要介護3以上の方々でなければ、今度は施設の入所を認めない、そのために要介護1、2の人たちが、今度は在宅なり、あるいは病院等に入所ということになるのだと思うのですが、多くはやはり在宅介護になるだろうと思うのです。そうすると、在宅介護をこれまで以上にどう支えていくのかというのが、やっぱり行政としても重要視していかななくてはいけないところだと思いますし、その点での対策、対応策についてどう考えているのかということと、もう一つは、実際に介護保険を利用する場合に、さっき保険料の場合は幾らか軽減措置も生まれてという話をしましたが、利用料について見ますと、例えばことしの8月から、所得が160万円ということで、例えば年金収入でいうと、280万円以上の方になりますと、介護の利用料が1割から今度は2割になるというふうになってしまいます。また、補足給付

が縮小されたり打ち切りになるもとで、低所得者の方々、こういうボーダーラインの方も含めてですが、大変なやっぱり利用する場合での負担もふえてくるということになるのです。

実は全道的にちょっと資料を調べてみましたら、自治体単独でこういう利用料の軽減措置を実施しているまちもあります。例えば町民税非課税世帯に属する者のうち、老齢福祉年金、あるいは利用者負担を支払うことによって世帯の収入が生活保護基準以下となる者については、利用料の負担額を4分の1、あるいは3分の1とか、あるいは老齢年金受給者についても2分の1を軽減するなどという独自の施策をとっている市町村もあって、保険料の高騰だけではなくて、利用料が上がることも、やっぱり低所得者に対する負担を軽減するための独自の施策をとっているまちもあるのです。その辺の検討は実際に行われているのかどうかということ、このことについてまず質問したいと思います。

○議長（千葉 薫君） 皆見健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆見 亨君） まず1点目の、在宅介護をどう支えていくのか、どう考えているのかという点でございます。これにつきましては、やはり地域で安心して暮らし続けるためにということが大前提になってくるかと思えます。

そういった意味の中で、私ども、今回、第6期介護保険事業計画を説明して上がった段階で、やはりどこに相談したらいいのかといったような声が多く聞かれました。そういったことで、相談機能の充実ということで、まずは地域包括支援センターが中心となって、相談機能の充実、強化に努めていきたいというふうに考えてございます。また、身近な相談者としては、民生委員、児童委員、それから各自治会の皆様方等との協力を図りながら、相談機能体制の充実について図っていきたいというふうに考えてございます。

また、介護にかかわる、それから医療にかかわる関係者が一堂に集う、課題を研究、整理するという場で、地域包括ケア会議というものがございます。こういった中でも、現状の状況を把握した中で、今後の当町の在宅を支える体制について検討していきたいというふうに考えているところでございます。

それから、2点目の利用料、それから補足給付等々にかかわり、負担がやはりふえるというようなお話でございます。この点につきましては、私どもも認識は十二分にしているところではございます。独自の施策として、市町村が実施をしているまちもあるというようなお話でございます。そういったところについては、私どものほうも情報不足な部分は認めます。今後、そういったところの体制、どういった中身で実施しているのかということも情報を得ながら、次回の計画の策定の中には盛り込んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（千葉 薫君） よろしいですか。立野議員。

○4番（立野広志君） 実際にやっぱり在宅に追いやられる方々がふえてくると思うのです。追いやられるというより、在宅にもうとどめられて、ほかに行けない。ところが、実際の在宅介護を見ると、家族の負担も大きいし、経済的な負担も大きい。今言われたような、例えば包括支援センターとか、地域包括ケア会議等でこういった問題を取り上げたとして、では

具体的にどうするのかということになった場合に、今回の介護保険の改正の中では、例えばNPO法人であったり、ボランティアの活動だったり、そういったものに依拠するということなのですね。とてもボランティアが継続的にそういう支援をできるような体制がとれていないわけで、やっぱりここは町としてしっかりと体制強化を図って、こういう在宅での介護による、それこそさまざまな痛ましい事件、事故が起きていますから、これをきちんとやっぱり軽減していく、そのことが大事なのだと思うのです。

今回の提案されている介護保険事業計画、まさにそういったことをあわせてやっていかなければ、単に負担を引き上げて、サービスを低下させるだけになってしまうわけです。その辺の行政としての認識、そして対応、求めたいのと、それから、利用料負担の軽減、これは実は私、前にも言っているはずなのです。道内でも全国でもいろいろ、例えばここで黒松内とか寿都とか蘭越町などもやっているのです、町の部分でいけば。大きいところでは、市などでも、札幌市でも一部やっているのです。そういったことを考えると、やっぱり負担が重くて大変だというのはどこの自治体でも担当している人たちはそう認識しているし、多くの方々が幾らかでも負担を軽減してあげたいと思っているのです。ですから、行政としても、今度の第7期で考えますということではなくて、これはやっぱり少なくとも事業の中で、そういったサービスが維持できるような状況をつくっていくというぐらいの決意があっているのではないかなと思うのですが、いかがですか。

○議長（千葉 薫君） 皆見健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆見 亨君） 今ご提案をさせていただきましたけれども、確かに独自の施策として実施をしている市町村があるということでお話を伺いました。私としても、やはりそういったところを今後の介護保険運営協議会等々で皆様からのご意見等伺って、こういった形で洞爺湖町として独自の支援策ができるのかということらを議論していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（千葉 薫君） ほんに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号洞爺湖町介護保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（千葉 薫君） 日程第10、議案第85号洞爺湖町洞爺いこいの家条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

- 副町長（八木橋 隆君） 議案第85号洞爺湖町洞爺いこいの家条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町洞爺いこいの家条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

条例改正の内容でございますが、昨年8月、公衆浴場入浴料金の統制額の改定について北海道より告示されましたので、これを踏まえ、入浴料金の改定を行うものでございます。

今回の改定は、大人の入浴料金についてのみの改定でございまして、20円引き上げ、440円とするものでございます。

また、今回の改定にあわせ、高齢者入浴助成事業に関する条例及び一般入浴助成事業に関する条例についても一部見直しを行うものでございます。

それでは、議案説明資料によりご説明を申し上げます。

17ページ、洞爺いこいの家条例新旧対照表でございます。

別表の利用料金、入館料でございますが、大人の利用料を「420円」から「440円」に引き上げ、幼児につきましては、町民に限って無料とするものでございます。

また、障害者入浴助成券の利用の幼児についても無料とするものでございます。

第2号の回数券でございますが、大人の利用料金を4,400円に改め、幼児につきましては町民に限って無料とするものでございます。

議案36ページに戻っていただきまして、附則第1項でございしますが、この条例は平成27年5月1日から施行するものでございます。

次に、附則第2項の経過措置でございますが、旧回数券の利用について定めるものでございます。

附則第3項の洞爺湖町高齢者入浴助成事業に関する条例の一部改正及び附則第4項の洞爺湖町一般入浴事業に関する条例の一部改正でございますが、それぞれ議案説明資料の条例新旧対照表によりご説明を申し上げます。

初めに、18ページの洞爺湖町高齢者入浴助成事業に関する条例でございます。

第4条につきましては文言の整理でございます。

次に、第5条の利用者に関する助成でございますが、現行の入浴料「370円」を「390円」に、現行の助成額を「220円」を「240円」にそれぞれ改めるものでございまして、現行の高齢者の皆様の入浴料150円に変更はございません。

次に、第6条の入浴施設に対して支払う入浴料につきましても390円に改め、同条第2項第9項につきましては文言の整理でございます。

次に、19ページの洞爺湖町一般入浴事業に関する条例新旧対照表でございます。

第5条第2項の入浴料につきましては、10回券で「4,200円」を「4,400円」に改めるほか、第4条、第7条、第9条につきましては文言の整理でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号洞爺湖町洞爺いこいの家条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

議案第86号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（千葉 薫君） 日程第11、議案第86号洞爺湖町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

- 副町長（八木橋 隆君） 議案第86号洞爺湖町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてでございます。

洞爺湖町過疎地域自立促進市町村計画の一部を次のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、次のページ、別紙の過疎地域自立促進市町村計画でございます。

初めに、区分3の生活環境の整備でございます。

事業名、水道施設、上水道でございますが、道道インター通線配水管移設工事を配水管移設工事に、各種施設電磁流量計更新工事を水道施設電磁流量計更新工事に、それぞれ事業内容を変更するものでございます。

次に、事業名、下水道施設、公共下水道の公共下水道虹田処理区でございますが、道道イ

ンター通線下水道移設工事を下水道管路施設工事に事業の内容を変更し、下水道処理場改築事業及び合併処理浄化槽設備整備事業について、事業の内容を追加するものでございます。

同じく特定環境下水道事業洞爺処理区につきましても、下水道処理場改築更新事業及び合併処理浄化槽設備整備事業について、事業の内容を追加するものでございます。

次に、区分4の高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進でございますが、過疎地域自立促進特別事業を事業に追加するものでございまして、事業内容は、乳幼児等医療費助成制度拡大事業、事業主体は町となっております。

なお、概算事業の変更につきましては、議案説明資料の20ページに記載のとおりでございますので、後ほどお目通しをいただきたいと思います。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありますか。

3番、松井議員。

- 3番（松井保明君） 今、変更になった事業、医療費の関係もありますけれども、私の今お尋ねしたいのは、いわゆる上のほうの三つ、上水、簡易水、下水と分けています。これを、今後、過疎債を使っていきたいのだろうと思うのですけれども、これ全部やるのに、財政的に見て、大まかでどのぐらいの過疎債をこれから申請する考えでありますか。

- 議長（千葉 薫君） 伊藤税務財政課長。

- 税務財政課長（伊藤里志君） この上水、簡水、下水でございますが、これについては、基本的には下水道債、上水については上水債でございます。ただ、過疎計画の中で事業を将来にわたり過疎地域の自立促進のための計画としてここに載せているということでございます。ただ、下水道につきましては、下水道債のうち、従来は2分の1が過疎債の措置がとれていたのですけれども、現状としましては、過疎債の団体もふえてきておりまして、下水道債が100%充当されるような状況になってきております。

ただ、先ほどから申し上げましたとおり、これはあくまでも過疎自立の計画でございまして、全部が過疎債を適用するというものではございません。

以上です。

- 議長（千葉 薫君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号洞爺湖町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更については、原案のとおり可決をされました。

ここで休憩に入ります。

再開を1時とします。

（午前11時59分）

- 議長（千葉 薫君） それでは、再開をいたします。

（午後 1時00分）

議案第87号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（千葉 薫君） 日程第12、議案第87号平成26年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

- 副町長（八木橋 隆君） 議案第87号平成26年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第10号）についてでございます。

平成26年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,286万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億3,829万円と定めるものでございます。

第2条、繰越明許費でございます。地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費による。

それでは、44ページの第2表、繰越明許費でございます。

8款土木費、6項住宅建築費で、事業名、民間大規模建築物耐震診断補助事業で、金額は3,781万2,000円でございます。

次に、14款諸支出金、1項地域住民生活等緊急支援費、事業名、地域住民生活等緊急支援事業で、金額は7,889万7,000円でございます。

第3条の町債の補正につきましては、事項別明細書の中でご説明を申し上げます。

それでは、事項別明細書の3ページでございます。

まず、歳入でございます。

1款町税、1項町民税、1目個人、補正額300万円の増額でございます。課税対象者及び課税額の増による決算見込みから増額するものでございます。

次に、2目法人でございます。600万円の増額でございます。課税対象法人及び課税額の増による決算見込みから増額するものでございます。

次に、5項入湯税でございます。700万円の増額でございます。宿泊客の増による決算見込みから増額するものでございます。

次に、12款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金でございます。214万円の減額でございます。保育児童数の減から減額するものでございます。

次に、13款使用料及び手数料、2項手数料、2目民生手数料でございます。53万6,000円の減額でございます。支援サービス、利用者の減により減額するものでございます。

次に、4目農林水産業手数料でございます。15万円の増額でございます。土壌分析件数の増から増額するものでございます。

次に、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金でございます。92万4,000円の増額でございます。1節心身障害者福祉費負担金につきましては、自立支援医療費の増により増額、4節国民健康保険基盤安定負担金につきましては、保険者支援分の交付決定により増額、5節の保育所負担金につきましては、広域入所利用児童の実績がなかったことから減額するものでございます。

次に、2項国庫補助金でございます。1目総務費国庫補助金でございます。5,977万円の増額でございます。1節総務費補助金につきましては、難視聴共聴施設整備事業費の減による減額、2節企画費補助金につきましては、地域住民生活等緊急支援費事業に対する交付金の計上でございます。

次に、2目民生費国庫補助金でございます。281万1,000円の減額でございます。1節の心身障害者福祉費補助金につきましては、地域支援事業の利用者の減から減額、2節臨時福祉給付金給付費補助金及び3節子育て世帯臨時特例給付金給付費補助金につきましては、それぞれ事業完了による執行残の減額でございます。5節保育所補助金につきましては、補助制度の変更に伴う保育緊急確保事業補助金の計上でございます。

次に、5目の土木費国庫補助金でございます。106万2,000円の減額でございます。1節道路橋梁費補助金につきましては、洞爺2号線歩道新設工事及び路面下調査業務委託費の事業費の減から減額、3節住宅費補助金につきましては、公営住宅家賃減免に対する補助の確定による交付金の計上でございます。

次に、6目教育費国庫補助金でございます。168万円の減額でございます。母と子の館、体育館耐震化工事の事業費の減から減額するものでございます。

次に、15款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金でございます。233万6,000円の増額でございます。2節の心身障害者福祉費負担金につきましては、国費と同様の理由から道費分を増額、3節国民健康保険基盤安定負担金につきましては、軽減分の交付決定により増額するものでございます。また、7節保育所費負担金につきましては、国費と同様の理由から道費分を減額するものでございます。

次のページでございます。

2 項道補助金、1 目民生費道補助金でございます。121万9,000円の減額でございます。2 節老人福祉費補助金につきましては、在宅医療推進事業の補助採択により事業に対する補助金を計上、3 節心身障害者福祉費補助金につきましては、国費と同様の理由から道費分を減額、4 節医療助成費補助金につきましては、ひとり親家庭等医療費、重度心身障害者医療費、乳幼児医療費の扶助費の減により減額するものでございます。また、5 節保育所費補助金につきましては、補助制度の変更により減額するものでございます。

次に、7 目労働費道補助金でございます。216万円の減額でございます。緊急雇用創出事業に対する応募者がなかったことから減額するものでございます。

次に、9 目民生費道補助金でございます。742万5,000円の計上でございます。地域住民生活等緊急支援事業のプレミアム付商品券発行事業に対する北海道の上積み分の計上でございます。

16款財産収入、1 項財産運用収入、2 目の利子及び配当金でございます。240万4,000円の増額でございます。基金利息の増により増額するものでございます。

次に、2 項財産売払収入、1 目土地売払収入でございます。64万9,000円の増額でございます。町有地の売払収入の計上でございます。

次に、17款寄附金でございます。1 目一般寄附金につきましては、一般給付の増により414万8,000円の増額。

2 目観光費寄附金につきましては、アイアンマン・ジャパン北海道大会に対する指定寄附金を1,556万2,000円増額するものでございます。

次に、18款繰入金でございます。125万円の増額でございます。育英資金入学給付金の支給の財源として、育英資金の基金を繰り入れるものでございます。

次に、20款諸収入、5 項雑入、3 目雑入でございます。583万4,000円の減額でございます。1 節雑入につきましては、電気自動車充電施設整備費の減から、次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金及び充電インフラ普及プロジェクト権利金を減額、道の駅電気料負担金につきましては、電気料金の増から増額しております。また、4 節の高額療養費附加金につきましては、決算見込みによる減から減額するものでございます。

次に、21款町債でございます。3 目教育債につきましては、母と子の館耐震化工事の事業費の減により560万円の減額。

5 目消防債につきましては、防災行政無線デジタル化実施設計業務の事業費の減により470万円を減額するものでございます。

次のページでございます。

歳出でございます。

1 款議会費でございます。25万4,000円の増額でございます。議事録編集委託料の不足から増額するものでございます。

次に、2 款総務費、1 項総務管理費、3 目公有財産管理費でございます。537万円の増額でございます。11説明需用費につきましては、庁舎等施設の修繕料の増額、14節使用料及

び賃借料につきましては、北電住宅の借り上げが不要となったことから減額、14節投資及び出資金につきましては、グリーンスティ洞爺湖の株式取得費の計上でございます。また、25節積立金につきましては、寄附金及び基金利息の増を基金へ積み立てるものでございます。

次に、6目諸費でございます。250万円の増額でございます。ふるさと納税による寄附金の増に伴う謝礼、特産品経費を計上するものでございます。

次に、8目企画費でございます。233万4,000円の減額でございます。11節需用費及び12節役務費につきましては、電気自動車充電設備の稼働月数の減から減額、15節工事請負費につきましては、難視聴地区共聴施設整備事業及び電気自動車充電施設整備事業の執行残を減額、また、19節負担金補助及び交付金につきましては、生活路線維持路線事業補助金の確定により増額するものでございます。

次に、9目広報費でございます。28万4,000円の増額でございます。印刷費の不足から増額するものでございます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費でございます。151万6,000円の増額でございます。歳入で申しあげました在宅医療推進事業に係る事業費の計上でございます。

次に、3目心身障害者特別対策費でございます。77万5,000円の増額でございます。13節委託料につきましては、地域活動支援センター利用者の減から減額、20節扶助費につきましては、自立支援更正医療費の増により増額するものでございます。

次に、4目介護保険費でございます。377万4,000円の増額でございます。保険給付費の増等により繰出金を増額するものでございます。

次に、7目臨時福祉給付金給付費でございます。338万1,000円の減額でございます。事業の完了により執行残を減額するものでございます。

次に、3項医療助成費でございます。1目医療対策費につきましては、国保会計における交付金の減から繰出金を600万円増額。

2目ひとり親家庭等医療助成費では120万円の減額。

3目重度心身障害者医療助成費で800万円を減額。

4目乳幼児医療助成費で100万円をそれぞれ減額しておりますが、いずれも医療費扶助の減から減額するものでございます。

次のページでございます。

4項児童福祉費でございます。62万円の減額でございます。子育て世帯臨時特例給付金給付事業の完了による執行残を減額するものでございます。

次に、5項保育所費、2目の常設保育所費でございます。640万7,000円の減額でございます。入所児童数の減及び広域入所の実績がなかったことによる執行残を減額するものでございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生管理費でございます。55万2,000円の増額でございます。消火栓の修繕費として水道会計への負担金を増額するものでございます。

次に、環境衛生費でございます。83万3,000円の減額でございます。伊達市し尿処理事務

委託負担金の確定により減額するものでございます。

次に、4項清掃費、1目清掃管理費でございます。64万4,000円の増額してございまして、花美館の修繕料の不足から増額するものでございます。

次に、5款労働費、1項労働費、2目緊急雇用創出対策費、216万8,000円の減額でございます。歳入でも申し上げましたが、緊急雇用創出事業における事業に対して応募者がなかったことから減額するものでございます。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、5目農業研修センター費でございます。14万5,000円の減額でございまして、4節共済費及び賃金につきましては、嘱託職員中途退職から執行残を減額、11節需用費につきましては、土壌分析件数の増から薬品代を増額、電気料及び修繕料につきましては、不足により増額するものでございます。

次に、7款商工費、1項商工費、1目商工振興費でございます。35万9,000円の減額でございまして、11節需用費につきましては、電気料の不足により増額、12節役務費につきましては、洞爺駅前のサミット開催記念国旗の修理費を計上、15節工事請負費につきましては、道の駅あぶた外壁改修工事の事業費の減から減額するものでございます。

次のページでございます。

2項観光費、1目観光振興費でございます。1,640万2,000円の増額でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、観光費寄附金をアイアンマン・ジャパン北海道大会への補助、25節積立金につきましては、寄附金、基金利息の増を積み立てているものでございます。

次に、2目観光施設管理費でございます。79万4,000円の増額でございまして、11節需用費につきましては、泉源施設の電気料の不足から増額、13節委託料につきましては、温泉管洗浄業務委託料の不足から増額するものでございます。

8款土木費、1項土木管理費、2目車両管理費でございます。36万9,000円の減額でございまして、車両購入経費の執行残を減額するものでございます。

次に、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費でございます。1,774万1,000円の増額でございます。11節需用費につきましては、街路灯、ロードヒーティングの電気代の不足から増額、13節委託料につきましては、除雪業務では、現在までの執行状況と昨年度を参考に積算し増額、実施設計及び路面下調査につきましては、事業費の減から減額するものでございます。また、15節工事請負費につきましては、町道工事の事業費の減から133万2,000円を減額、伏見橋崩落に伴う町道の排水切りかえ工事費300万円を増額、合計で166万8,000円の増額となっております。

次に、4項公園及び緑化費でございます。56万2,000円の増額でございまして、公衆トイレの電気代の不足による増額するものでございます。

次に、5項都市計画費、1目都市計画管理費でございます。200万円の減額でございまして、公共下水道事業特別会計における処理場の管理委託料の減及び公債費の減から繰出金を減額するものでございます。

次に、9款消防費、1項消防費、1目消防費でございます。1,527万4,000円の減額でございます。西胆振消防組合の平成25年度負担金の精算により減額するものでございます。

次に、2目災害対策費でございます。599万5,000円の減額でございます。13節委託料につきましては、防災行政無線デジタル化実施設計の事業費の減から減額、19節負担金補助及び交付金につきましては、無線電波利用料の単価改定による減及び地域コミュニティFM開局支援負担金の確定により減額するものでございます。

次のページでございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費でございます。218万5,000円の増額でございます。寄附金による基金積立金を増額するものでございます。

次に、3目諸費でございます。125万円の増額でございます。育英資金入学時給付金の計上でございます。

2項小学校費、1目小学校管理費でございます。58万6,000円の増額でございます。修繕料の不足から増額するものでございます。

次に、3項中学校費、2目教育振興費でございます。74万3,000円の減額でございます。就学援助扶助の対象者の減から減額するものでございます。

次に、5項社会教育費、3目社会教育施設費でございます。668万4,000円の減額でございます。母と子の館、体育館耐震化工事の事業費の減から減額するものでございます。

次に、6項保健体育費、2目体育施設費でございます。80万円の増額でございます。虻田体育館敷地内の高木伐採に係る経費を増額するものでございます。

次に、3目給食施設費でございます。13万9,000円の増額でございます。11節需用費につきましては、設備の修繕料の不足から増額、15節工事請負費につきましては、事業費の減から減額するものでございます。

次に、12款給与費でございます。540万円の減額でございます。高校教員の異動、会計間異動等からの執行残を減額するものでございます。

13款予備費でございます。478万5,000円の増額となっております。

次に、14款諸支出金、1項地域住民生活等緊急支援費、1目地域住民生活等緊急支援費でございます。7,881万7,000円の計上でございます。地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策として地域住民生活等緊急支援費を計上しております。事業の内容等につきましては、事前にご説明させていただきましたので、省略させていただきたいと思います。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

4番、立野議員。

○4番（立野広志君） それでは、何点かお聞きしたいと思うのですが、まず、事項別明細書でいいますと4ページになりますが、歳出の部分でいうと8ページと9ページにも関連する中身です。この部分で、臨時福祉給付金給付費補助金と、子育て世帯臨時特例給付金給付

費補助金ということで、いずれも結構な金額が執行残ということになっております。これは国の施策などによって実施されるわけですが、実際に対象となる方々の見込みと、実際の給付した件数とが大分開きがあるということなのだと思うのですが、当初の対象者の割り出し方といいですか、こういうものと、現実的に給付を始めたときに、結局、それに到達しなかった、何か理由というのが何なのかなと。結構な金額を残していますよね。件数でいっても400件近く、もしかすると見込み違いがあったのかなと思うのですが、その辺の中身について一つ伺いたいと思います。

それから、5ページの労働費の道の補助金、これも歳出では10ページのほうにかかわってくることなのですが、特に10ページの歳出の部分でいうと、地場産品活用促進人材育成業務委託料ということで216万8,000円が丸々未執行になってしまっているわけですね。これは温泉のいわゆる事業所といいですか、町もかかわっているところの雇用についてだったと思うのですが、先ほどは応募者がなかったという説明だったと思うのです。ハローワークを通じて採用するということだったようですが、実際に採用の条件がどうだったのか、どうして応募がなかったのか、ちょっとその辺が、当初、計画を立てて計上しているわけですし、これは町費だけではなくて、補助金として当然受ける事業ですから、補助金を返還といいですか、もらわないで、結局歳出がなかったということになるというのも、何か非常に不自然ですし、ちょっとその辺の計画性が一体どうだったのかということを改めてこれは伺っておかなくてはならないだろうなと思っております。

それから、7ページの歳出の部分で、グリーンスティの洞爺湖町出資金、200万円、歳出を追加しております。グリーンスティ株を町がまた取得するということなわけですが、その際、ちょっと確認しておきたいのですが、グリーンスティについての町の所有株の割合、それから、それに伴うグリーンスティに対する行政としての指導の変更があるのかどうかということと、それから、今までは年に1回、事業報告という形で議会にも報告いただいておりますが、所有株がふえてきますと、行政や議会としても一定の権限を増してくるわけなのですが、その辺の変更は今回ないのかどうか、この辺について確認のためにお聞きしたいと思います。

- 議長（千葉 薫君） まず、皆見健康福祉課長。
- 健康福祉課長（皆見 亨君） 私のほうからは、臨時福祉給付金と子育て応援特別支援給付金についてご説明申し上げます。

まず、臨時福祉給付金でございます。当初の予算では2,887名を見込んでございました。最終的な対象者につきましては2,788名ということで、当初予算より99名が減ったことになってございます。この対象者につきましては、非課税の方で扶養義務者に扶養されていない方ということで、当初、抽出したところでございますが、その後、扶養義務者に扶養されている方が見込みよりも多くなったということから、99名減ったというところでございます。なお、最終対象者2,788名に対する給付率の割合は、2,651名で95.0%の割合となっているところでございます。

続きまして、子育て世帯臨時特例給付金でございます。これにつきましては、当初予算760名で見込んでございました。最終対象者につきましては736名ということで、24名の減となったところでございます。この理由につきましては、当初、単身赴任者もその市町村で受給ができるということで見込んでおりましたけれども、最終的に単身赴任者の受給権のある人の在住が24名少なかったというところで、減となっているところでございます。なお、最終対象者736名に対する支給率については100%でございました。

以上でございます。

- 議長（千葉 薫君） 佐藤産業振興課長。
- 産業振興課長（佐藤孝之君） 労働費の関係でございます。緊急雇用創出推進事業ということで、道のほうから補助を受けて、地場産品を活用した料理メニュー、それから加工品開発に関する人材育成事業ということで、これは洞爺湖温泉地場産品協同組合と委託契約をしたものでございます。契約をして、すぐにハローワークを通じて求人募集を事業主のほうでしております。その内容を聞きますと、目的が地場産品を使ったメニューの開発と、それから加工品開発ということなものでございますから、調理の経験のある人というような内容で募集をしている状況でございまして、その関係上、募集をした結果、そういった専門的な知識というか経験が必要だということもあって、応募がなかったというような状況でございしますが、今年度においても、昨今の雇用情勢などの回復などもあって、募集になかなか思うような応募がなかったというような状況もございまして、それで12月の段階で、結局最終的には募集がなかったということで、残りの事業期間も少なくなったということから、道のほうとも協議した上で、事業を廃止するという事になった状況でございます。
- 議長（千葉 薫君） 八木橋副町長。
- 副町長（八木橋 隆君） グリーンスティの件でございます。

まず初めに、グリーンスティ洞爺湖の株式の持ち株比率でございます。今回の町が取得する部分を含めまして、全発行株式2,990株に対して、洞爺湖町が1,350株、比率は約45%となります。地元以外の企業では9社、個人1名で1,380株、比率は約46%、地元企業4社、個人1名の合計で260株、比率は約9%となっております。

それで、この出資によって町とのかかわりが何か変更があるのかということでございますけれども、このことにつきましては、経営状況の監査につきましては、地方自治法の規定により、4分の1以上出資を受けている法人については、必要に応じて町は監査をできるという規定がございます。また、第三セクターにはみずから積極的に経営諸表や現在の経営状況や、それに至った理由、今後、将来の見通しなどについて、わかりやすい説明が当然のごとく求められております。町では、従来から行政報告などで皆様に報告してはおりますが、その点についてももう少し詳細なものも出していただけるよう指導をしてまいりたいと、こんなふうに考えてございます。

- 議長（千葉 薫君） 立野議員。
- 4番（立野広志君） 最初の民生費国庫補助金の関係ですが、今、課長が答えていただいた

のですが、要はこれはどれだけの方々がいるのかということと、それから、実際に支給をした方々のほかに、この制度がよく理解されていても申請をしなかったのか、その辺がよくわからないのです。つまり自主申告といいますか、そういう形で申告を受けて支給をするということになりますと、どれだけそれが周知されているかということが問題になってくるのだと思うのです。これしかいなかったから、これしか実際に存在しないのだというのと、実はよく理解できていなくて、申請していなかったというのとは全然違うわけで、その辺はきちんとやっぱり行政側としても、もうこれ以上の対象者はいないということを前提としているのか、その辺の確認をちょっとさせていただきたいと思います。

それから、労働費の補助金の関係ですけれども、これは金額的に言っても決して高い金額ではないですよ。今言われたように、メニューの開発であるとか、加工品の開発ということで、調理ができる方が前提条件というようなことになっているようですが、いずれにしても、単年度だけ、これで採用するのと、もっと長い目で、将来的にもこういうことで引き続き働いてもらおうというのと、全然違うと思うのです。やっぱりその辺の将来性といいますか、ここに例えば就職することによってどうなのかと、数年間、あるいはその先も含めてある程度の生活のめどが立つのかどうかということによって、やっぱりハローワークなどでも就職先を探したりするのだと思うのです。その点でいうと、どういうふうな採用の仕方だったのかなと。単年度限りだったのか、それとも、今後数年、継続的な採用を前提としたものだったのか、ちょっとその辺もぜひどういう形での応募だったのかを出していただきたいのと、やっぱり将来性のある仕事であれば、それなりの一定の応募もあるのだと思うのですが、なかなか単発的で、またこの次、何かしなければならぬ、探さなければならぬというような苦勞を前提とした採用だとすると、なかなか条件的によくないという気もするのですが、いずれにしてもその辺の中身はどうだったのかということをお伺いしたいと思います。

あと、グリーンスティについても、全体としては45%になると。基本的に4分の1以上の持ち株であれば、監査も含めて、必要性があればというふうな話がありました。実際に今まで、そういった意味で町なりできちとした監査をしてきていたのかどうかということも含めて、あるいは必要性があってやった実績があるかどうか、その辺もちょっともう一度お答えをいただきたいと思います。

○議長（千葉 薫君） 皆見健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆見 亨君） 臨時福祉給付金についての周知等でございます。先ほど最終対象者が2,788名で給付率が95.0%というお話をさせていただきました。未申請者につきましては137名の方の状況でございます。これにつきましては、最終対象者につきましてはこれ以上ないということの数字でとらえさせていただいております。

先ほどの未申請者137名の内訳でございます。施設入所が5名、外国人の未申請者が20名、所在不明が8名、辞退者が1名、それと未申請者が103名というような状況になってございます。

私ども、周知につきましては、もちろん町内回覧、広報、それから防災無線等で周知をさ

せていただいております。そのほかに、いわゆる対象と思われる方でまだ申請の出されていない方につきましては、3回ほど、郵送で個別通知をさせていただいております。それでもなおかつ申請がなかった方たちにつきましては、電話等でも催促をさせていただきました。もちろん本人のいないところにつきましては、例えば施設入所だとか、入院等の方もいらっしゃいましたので、そういったところにつきましては、ご家族の方等にも、知り得るところまで調べさせていただいて、そういう方たちにも連絡をさせていただいたところでございます。そういった中での周知方法ということでご理解をいただければというふうに思います。

続きまして、子育て世帯の臨時特例給付金でございます。先ほどの最終対象者、これ以上ないという数字で736名でとらえさせていただいております。先ほども申しましたが、支給率については100%ということでございます。

以上でございます。

- 議長（千葉 薫君） 佐藤産業振興課長。
- 産業振興課長（佐藤孝之君） 応募要件でございます。応募要件が27年の3月31日までということの期限付きの募集ということで募集しているところでございます。ただ、事業所としては、当然、こういう人材がほしいということで、その人材を育成した上で、当然、長く採用したいという考えもあって、そういう条件をつけた採用を出したものだと思うのですが、ただ、最終的には、そういった条件、恐らく3月31日という募集の条件もあって、そういう簡単に応募がなかったという面もあると思うのですけれども、ただ、事業所の計画としては、当然、そういった人材を使って、そういったものをつくりたいというような考え方から実施したものでございます。
- 議長（千葉 薫君） 八木橋副町長。
- 副町長（八木橋 隆君） グリーンスティ洞爺湖の件でございますけれども、地方自治法の規定に基づいて監査をしたということはございません。グリーンスティ洞爺湖につきましては、配当金は出していないという状況が長く続いております。しかしながら、経常利益というのも若干ではございますがあるということでございますので、いずれにいたしましても、決算の状況、財務諸表なども出してもらって、やっぱり議会に対して、住民の皆様にもよくわかりやすく説明すること、これが大事だと考えておりますので、その点については町のほうでは指導をしてまいりたいと、そんなふうに考えてございます。
- 議長（千葉 薫君） 沼田議員。
- 11番（沼田松夫君） 私は2点お願いしたいと思います。

除雪費の関係でございますが、除雪業務委託料が1,500万円ほど計上されましたけれども、感覚的には、ことしは雪がないということで、除雪費、なぜこんなにかかるのかなということが1点でございます。

もう1点は、先ほど樹木整枝剪定業務委託料で80万円、あぶた体育館というふうに聞いたのですけれども、どんなふうなことを考えているのか。あそこに特殊な木がありまして、桜と白樺だと思いましたが、2本、絡んで大きくなっているやつがあるのです。ですから、あ

あいうのなどはきちっと残してあげるような方法を考えてもらいたいと思うのでございますけれども。

○議長（千葉 薫君） 室田環境課長。

○環境課長（室田米男君） ただいま除雪費についてご質問いただきました。ご承知のように、今年度、確かに暖冬でありまして、2月になってからほとんど降雪はございません。降雪はないのですが、2月までは、やはり高台地区のほうでは、風等による吹きだまりというのでしょうか、そういったものの除雪、あるいは溶けてきたことによる整地というのでしょうか、そういったものの必要がございます。2月末現在で除雪費が、当初予算ですが、執行率が91.3%ということでございまして、見積もりをつくったのも2月の上旬で、2月、3月を見込んでということなものですから、こういった数字になっていますが、今現在の状況を見ますと、恐らくこれも、恐縮なのですが、それほどかからないかもしれないというような状況でございます。

○議長（千葉 薫君） 永井社会教育課長。

○社会教育課長（永井宗雄君） 樹木の剪定業務委託料につきましては、あぶた体育館の敷地内、赤川沿いにある高木でございます。本数にすると約6本から7本なのですが、あぶた体育館に対する施設への影響、それと、赤川沿いに、赤川を超えて、民地のほうにも枝がかなり進んでいるという状況でございますので、そういった環境を整えるということで、この委託料を計上してございます。

○議長（千葉 薫君） 沼田議員。

○11番（沼田松夫君） それはわかりましたけれども、今言いましたように、特殊な木があるのです、あそこ。ご承知かどうかわかりませんが、珍しいのですよ。ですから、あれなどをきちっと残せるような考え方でいるのかどうか。きょうは持ってきていませんけれども、カメラで写真を撮ってあるのですけれども、本当にかなり大きいのです。小さい木ではないのです。ですから、きちっと残して、そして柵でもきちっとあれして、根っこにいかないような形で、そして皆さんにわかるような形にしたらいいいのではないかなと。大変体育館に行っている人もわからない人が多いのですけれども、私はその辺のことを気にして、どうやってやるのかなということで今お聞きしたのです。よろしく願いしたいと思います。

○議長（千葉 薫君） 永井社会教育課長。

○社会教育課長（永井宗雄君） その樹木につきましては、体育館から入ってすぐのところにある、樹齢も相当たっている、かなり太い木のことを指しているかと思います。それも今回の剪定の対象にはなってございますけれども、そういったことも考慮しまして、ちょっと業者のほうも、こういった措置がよろしいか、一応相談して取りかかりたいと思ってございます。

○議長（千葉 薫君） 佐々木議員。

○6番（佐々木良一君） 14款諸支出金、1項1目の13節委託料で、地方版総合戦略策定業務委託料770万円がございます。ことしの秋までには策定しなければならないというので、非

常に短期間の中で、大変な業務になろうかと思いますが、町内のある程度の各課の議論を取りまとめた上でのたたき台を提示しながらこの業務委託にかけていくのかどうか。この業務委託の内容、それから委託先も含めて、ちょっと説明をお願いしたいと思うわけでございます。

ちょっと懸念されるのは、このことではないのですけれども、総合計画などをつくる業者に、ちょっと以前話を聞いたこともあるのですけれども、今回、もしほとんどの自治体が業務委託をかけるということになると、委託を受ける業者というのはそう多くはないのではないかとと思われるので、ある程度業者のほうではたたき台をつくって、その中で一部を変えた形で各市町村に答申を出していくというような、非常に答申をされる側にとっては、丸投げのような状態で出していくと、そういうことも懸念されるのですよね。そういうことも含めて、どういう形で業務委託をしていくのか、それから、委託先も含めて説明をお願いしたいと思います。

○議長（千葉 薫君） 鈴木企画防災課長。

○企画防災課長（鈴木清隆君） 諸支出金の委託料、地方版総合戦略策定業務委託料770万円の中身の話です。この部分につきましては、さっき議員がおっしゃったとおり、10月までにまとめていかないといけない中で、流れとしては、まち・ひと・しごと創生有識者会議の中で検討していく部分ですけれども、そちらのほうに提出する数字等のものを出していただくことになります。

一つには、人口ビジョンを2040年まで5年単位の人口をつくっていく形になります。過去の40年間の国勢調査の人口等は、今、政府のほうからいただいているところでありまして、5歳単位の中で、男女別、まずは就労先、また、結婚しているのか、未婚なのか、そういう部分を5歳単位の中で数字を上げていく部分での計算の中で、この委託をしようとしております。委託先につきましては、やはり総合研究されている大手の企業になるかと思いますが、中身に関して、地方創生の業務に関して委託するものではなく、人口ビジョン、将来の人口動態、また、まちの状況、あともう一つは、一般質問の中でもお話をしておりましたアンケート調査も町民の皆様にする予定ですが、そちらの取りまとめ、こういう部分に関してお願いをする形になっています。

金太郎飴のように業者の方がどこのまちも同じような数字を出して、また、プランを出してというお話のところですが、うちのほうとしては、有識者会期の中でしっかりとその中は論議して、そのまとめの部分をお願いする中では、数値等に関しての集計に関して委託をするものに計画をとっているところでございます。

○議長（千葉 薫君） 佐々木議員。

○6番（佐々木良一君） そうすると、今の説明では、人口ビジョンとか、人の動態も含めて、有識者会議の資料とするものを委託するというふうに理解していいのですか。

○議長（千葉 薫君） 鈴木企画防災課長。

○企画防災課長（鈴木清隆君） はい、10月までにまとめる地方創生の計画の部分の数字等の

ものをまとめるという形で、その部分での資料提供の内容になります。

○議長（千葉 薫君） ほかにありますか。

3番、松井議員。

○3番（松井保明君） 先ほどある議員から出ていましたグリーンスティの関係、これは過去においてもありまして、今回、2回目。そこで、我がまちの例規集の中の会計規則という中に、この取り扱いというものは、私、ちょっと例規集を見ていなかったものですから、不勉強で申しわけありませんけれども、こういういわゆる公社の關係の第三セクターに対する投資などを行っている、そういう株の關係の取り扱い、こういったものが我がまちの会計規則の中で位置づけされたり、また、何か取り扱いについて明文化しているかどうか、先にお聞きしたいと思います。

○議長（千葉 薫君） 伊藤税務財政課長。

○税務財政課長（伊藤里志君） 会計規則の中には設けてありません。ただ、取り扱いとしては、地方自治法施行令の中で設けているところでございます。

○議長（千葉 薫君） 松井議員。

○3番（松井保明君） これ、今の社会情勢というか経済情勢でいって、今回は大変株を手放すという相手が、やっぱり経済的な事情というものがあつたと思うのです、緊急に。今後、これは、この会社のようなものが起きないという保証はないと思うのです。ですから、今後のことを考えれば、取り扱い要綱というのですか、何かそういうもので、そしてさっき言った、単なる地方自治法の中で言われている監査とか、そういうものだけではなくて、答弁の中でも町民にわかるようにとあるのであれば、少なくとも条例とか何か、規則でなくても、この取り扱い要綱ぐらいは定めておいてやるのがむしろ健全で、その対応の仕方が迅速というか、いろいろと誤解も受けないというように考えられますけれども、こういった考え、お持ちでしょうか。考えていますか。

○議長（千葉 薫君） 八木橋副町長。

○副町長（八木橋 隆君） 今回のグリーンスティ洞爺湖の株式取得につきましては、経営状況が悪化した地元企業ということでもございました。ほかの企業さん、地元以外の企業さんも約46%の出資をしてもらっています。こんな中で、設立以来、配当を出せていないという状況もございますけれども、このグリーンスティ洞爺湖がやっている事業の公共性、公益性、また、地域活性化という観点から、私どもは外部の地元以外の企業さんについては、やはり引き続き出資を継続していただけるようお願い申し上げるという立場かと思います。

それと、さっき、規定か規則か、そういうものをつくったほうがいいのではないかというお話もございましたけれども、今までそれがあってどうのこうのという話もございませんし、これからどういうふうな流れになるかも全く予測できないですから、今改めて初めからそういうふうな基準をつくっておいて、これはこうしましょう、あれはああしましょうというのはなかなか決めづらいなと思うのが一つと、もう一つ、議会に詳しく説明するということは、とりもなおさず住民に説明するということでもございますので、そこら辺のところは現行の

やり方で対応していきたいなと、こんなふうに考えてございます。

- 議長（千葉 薫君） ほかに質疑ありますか。

9 番、下道議員。

- 9 番（下道英明君） 14款諸支出金のほうの地域住民生活等緊急支援策のほうなのですが、以前、全員協議会のほうでも若干あったのですけれども、やはりネット中継しておりますので、再度、重複するかもしれませんが、ちょっと質問させていただきます。

まず1点目、観光コンシェルジュ事業補助金、この件についてですけれども、これはもうちょっと具体的な内容をお知らせいただきたいのと、特に平成23年度にちょうど先進的に函館のホテル、旅館等を中心に、着地型でこういった事業、コンシェルジュ事業を始めたのですが、今回、新規事業ということで、そういった点で当町においてもそのはしりとしてやっていくのかという点。

2点目が、SNSのほうですけれども、これは予算のほうとしては200万円という形で出てきているのですが、報償金のほうは150万円、それと残り50万円のほうが委託という形になっているのですが、これは前回の説明でもちょっとあったと思うのですが、ネットで募集していくのか、あるいは観光協会ですとか商工会のほうに委託していくのか、そこら辺のところをちょっとお知らせいただきたいのと、特産品のPRのパンフレットと、もう一つ、DVDの国外誘致促進素材作成業委託料ということですが、これは当然、関係するところが企画立案しながら考えていくのか。先ほど9番議員からもありましたように、いわゆる丸投げということではなくて、ある程度かかわった形の中で、このDVD、パンフレットを作成していくのかということと、つくった後の配布先と設置場所等、ちょっとご説明いただきたいと思いますが。

以上、3点。

- 議長（千葉 薫君） 澤登観光振興課長。

- 観光振興課長（澤登勝義君） 私のほうから、観光コンシェルジュ事業補助金についてと、国外誘致促進素材作成事業委託金、この二つについてご説明させていただきます。

まず、観光コンシェルジュでございますけれども、近年、とみに海外の方々が多く洞爺湖町のほうに来られていると。先般もそうだったのですけれども、JR洞爺駅にかなりの海外からのお客さんが来られるというところから、今の計画の中では、そちらのほうに設置をして、洞爺湖温泉のほうと、状況ですとか、そういうアクセス関係等々の対応をしていただくと。当然、語学の部分もある程度対応できる方ということで考えているのが一つでございます。当然、洞爺駅のほうで観光に関する総合的なご案内も含めて対応していただくということで考えております。これにつきましては、協会のほうと密な内容等を詰めていきながら、必要に応じて改善をしていきたいということでございます。

次に、国外誘致促進素材作成のDVD、パンフレットについてでございますけれども、これは今、観光協会のほうで、Wi-Fi等を設置するに当たって、いろいろな総合的な素材等ございます。当然、どういうものを入れるかだとか、そういった部分については、作成の

ときに当然かかわっていただきながら、海外の方々によりよい洞爺湖をアピールできるような内容にしていきたいと思いますということで作業を進めようというふうに考えております。

活用する部分については、当然、協会のほうで毎年いろいろな誘致活動のときに、それを持っていきながら、海外の旅客会社の方ですとか、来町される旅行エージェント等々の方々にあわせてPRをしていきたい。なおかつ、そういうデータだけではなく、現在、来られる海外の方々に対するペーパー的なパンフレットというものも並行して用意しておかなければならないということもございます。これにつきましては、近年、タイの方々もふえているというようなところで、そういった状況を踏まえながら対応してまいりたいという考えでございます。

○議長（千葉 薫君） 鈴木企画防災課長。

○企画防災課長（鈴木清隆君） SNS地域PR活動関連事業の部分でございます。この間お話ししたとおり、フェイスブック、また、いろいろな携帯を使った情報発信というのが多くある中で、やはり地域のものをPRしていく部分で、地域に住んでいる方々にその発信者になっていただいて、そしてその部分でいいねという部分がついたらポイントがつくという形のことをやっています。そうした中で、地元の商品券をポイントの中で発行するという部分で、商工会のほうに今、商品券をつくっていただく、500円のものなのですが、それのつくっていただく部分と、それと、ポイントの部分で支払う商品券の金額の部分という形で200万円、150万円と50万円を計上しているところでございます。

○議長（千葉 薫君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。（発言する者あり）

ちょっと待ってください。特産品パンフレットの件について、まだ答弁いただいていないということでありますので。

佐藤産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤孝之君） 失礼しました。特産品のパンフレットということで、これについては、以前、特産品協議会のほうでパンフレットをつくっていたのですが、数も少なく、内容もほとんど、例えばないような商品だとか、そういったものもございまして、いずれにしても、そういうイベントなどで使えるような、そういった特産品のパンフレットをつくりたいということで、特産品協議会のほうに補助して、そちらのほうでPRできるようなパンフレットをつくるというようなことで計画しているところでございます。

○議長（千葉 薫君） 下道議員。

○9番（下道英明君） 質問した本人がちょっとあれだったのですが、今、課長の答弁のほうで、特産品がないというのもちょっと困るので、そういった点で、そこら辺は課長のほうも強くリーダーシップをとってやっていただきたいのと、これに関連して、特産品について、去年かおとしですか、インターネットのほうでもそういったサイトをつくって募っていたところもあったと思うのですが、結局、その検証もはっきり言ってなされていないのですよね。ある程度緊急雇用の形で特産品についてインターネットのほうで募集したと思う

のですが、つくっていったと思うのですけれども、どれだけインターネットで購買意欲があったとか、問い合わせがあったとか、そういうこともありますので、それに関連して、こういった特産品パンフレットについても、特産品がないから云々という話ではなくて、やはりもうちょっと積極的に補助金、ただ単に緊急に降ってわいたようなお金を利用するという話ではなくて、しっかりと継続的な意識を持ってやっていただきたいと思います。

○議長（千葉 薫君） 佐藤産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤孝之君） 特産品のパンフレットについては、洞爺湖町の特産品、全てということにはならないかもしれませんが、特産品協議会のほうでぜひPRしたいということで、今、協議会の中でも協議しながら、そういったものをつくって、大々的にPRしたいということでとり進んでいるところでございます。

インターネットの関係でございますが、それこそ緊急雇用のほうで企業さんのほうで実施しておりますが、それについては、現在、洞爺湖町の特産品、まだ大々的といいますか、まだ全部が集まったわけではないのですが、役場も一緒になって声かけなどしながら、それを広くインターネットに載せてもらうような形をお願いはしているところでございます。今もだんだん道の駅なども参加しながら、農産品などもインターネットの関係に載せるというようにところまで進んできていますので、これからもその辺の力を入れていきたいというふうに思っております。

○議長（千葉 薫君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第87号平成26年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩に入ります。

再開を2時10分します。

（午後 2時00分）

○議長（千葉 薫君） 再開をいたします。

(午後 2時10分)

議案第88号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長(千葉 薫君) 日程第13、議案第88号平成26年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

- 副町長(八木橋 隆君) 議案第88号平成26年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてでございます。

平成26年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,737万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,487万6,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

3ページでございます。

まず、歳入でございます。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金でございます。2,342万6,000円の増額でございまして、前期高齢者交付金の減による決算見込みから増額するものでございます。

次に、2目高額医療費共同事業負担金でございます。166万6,000円の減額でございます。標準高額医療費共同拠出金の減による決算見込みから減額するものでございます。

次に、3目特定健康診査等負担金でございます。21万3,000円の増額でございまして、過年度精算交付額の確定により増額するものでございます。

次に、2項国庫補助金、1目普通調整交付金でございます。1,256万3,000円の増額でございます。前期高齢者交付金等の減による決算見込みから増額するものでございます。

次に、4款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金でございます。8,711万5,000円の減額でございまして、交付金の確定から減額するものでございます。

次に、5款道支出金、1項道負担金、1目高額医療費共同事業負担金でございます。166万6,000円の減額でございまして、標準高額医療費共同拠出金の減による決算見込みから減額するものでございます。

2目特定健康診査等負担金でございます。21万3,000円の増額でございまして、過年度精算交付額の確定により増額するものでございます。

次のページ。

2項道補助金、1目財政調整交付金でございます。882万2,000円の増額でございまして、前期高齢者交付金等の減による決算見込みから増額するものでございます。

次に、6款共同事業交付金、1項共同事業交付金でございます。1目高額医療費共同事業交付金では、891万7,000円の増額。

2目保険財政共同安定化事業交付金、1,292万3,000円の増額につきましては、いずれも交付金の確定により増額するものでございます。

次に、8款繰入金、1項繰入金でございます。1目保険基盤安定繰入金では、軽減分、支援分の確定から291万9,000円の増額。

5目その他一般会計繰入金では、前期高齢者交付金等の減による決算見込みから308万1,000円を増額するものでございます。

次のページでございます。

歳出でございます。

2款保険給付費でございますが、1項療養諸費及び2項高額医療費につきましては、いずれも財源補正でございます。

次に、3款後期高齢者支援金等でございます。1目後期高齢者支援金でございますが、335万9,000円の減額でございまして、支援金の確定から減額するものでございます。

次に、4款前期高齢者納付金等につきましては、財源補正でございます。

次に、6款介護納付金でございます。7万6,000円の増額でございます。納付金の確定から増額するものでございます。

次に、7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金でございます。1目高額医療費共同事業拠出金では、663万3,000円の減額。

2目保険財政共同安定化事業拠出金では690万4,000円の減額となっておりますが、それぞれ拠出額の確定から減額するものでございます。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金でございます。707万5,000円の増額でございまして、過年度の療養給付費等負担金等の精算による還付から増額するものでございます。

12款予備費でございます。759万5,000円の減額でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第88号平成26年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

議案第89号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（千葉 薫君） 日程第14、議案第89号平成26年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

- 副町長（八木橋 隆君） 議案第89号平成26年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてでございます。

平成26年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ200万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,613万2,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

3ページでございます。

歳入でございます。

5款繰入金でございます。200万円の減額でございまして、公債費の減から減額するものでございます。

次のページ、歳出でございます。

1款公共下水道費、1項下水道管理費、1目一般管理費につきましては、財源補正でございます。

2目の公共下水道施設維持管理費につきましては、81万円の減額でございまして、需用費につきましては、修繕料の不足から増額、13節委託料につきましては、執行残を減額するものでございます。

次に、3目特定環境保全下水道施設維持管理費でございます。11節需用費につきましては、薬品代及び修繕料の不足から増額、13節委託料につきましては、執行残を減額するものでございます。

次に、2款公債費、1項公債費、2目利子でございます。110万円の減額でございます。公債利子につきましては、借り入れ予定利率の減から減額、一時借入金利子につきましては、執行残を減額するものでございます。

3款予備費でございます。9万円の減額でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

- 議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第89号平成26年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

議案第90号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（千葉 薫君） 日程第15、議案第90号平成26年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

- 副町長（八木橋 隆君） 議案第90号平成26年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

平成26年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,791万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,849万5,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書によりご節を申し上げます。

3ページでございます。

歳入でございます。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金でございます。619万8,000円の増額でございまして、介護サービス給付費の増から増額するものでございます。

次に、2項国庫補助金でございます。1目調整交付金でございますが、1,262万5,000円の増額でございまして、交付見込み率の増から増額。

2 目地域支援事業交付金につきましては、地域支援事業の増から 1 万 4,000 円を増額。

4 目介護保険事業費補助金につきましては、介護報酬改定によるシステム改修に対する補助金として 46 万 4,000 円を増額するものでございます。

次に、3 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費負担金でございます。257 万 6,000 円を増額ございまして、介護サービス給付費の増から増額するものでございます。

次に、2 項道補助金、1 目地域支援事業交付金でございます。6,000 円を増額でございます。地域支援事業の増から増額するものでございます。

次に、4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金でございます。1 目介護給付費交付金につきましては、介護サービス給付費の増から 783 万円の増額。

2 目地域支援事業交付金につきましては、地域支援事業の補助対象経費の減から 4 万円を減額するものでございます。

次のページでございます。

5 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金でございます。7 万 7,000 円を増額ございまして、基金利息の増から増額するものでございます。

次に、6 款繰入金、1 項一般会計繰入金でございます。1 目介護給付費繰入金につきましては、介護サービス給付費の増から 337 万 4,000 円を増額。

2 目地域支援事業費繰入金につきましては、補助対象経費の減から 34 万 4,000 円を減額。

3 目のその他の一般会計繰入金につきましては、決算見込みから 74 万 4,000 円を増額するものでございます。

次に、2 項基金繰入金、1 目介護保険給付費支払準備基金繰入金でございます。560 万 5,000 円の減額ございまして、調整交付金の増から減額するものでございます。

次のページ、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費でございます。119 万 8,000 円を増額ございまして、3 節職員手当につきましては、時間外勤務手当の不足から増額、13 節委託料につきましては、介護報酬改定に伴うシステム改修費の計上でございます。

次に、2 款保険給付費でございます。1 項 1 目介護サービス等諸費につきましては 2,000 万円の増額。

3 項 1 目の高額介護サービス等費につきましては 300 万円の増額。

5 項 1 目の特定入所者介護サービス等費につきましては、いずれも給付費の増から増額するものでございます。

次のページでございます。

3 款地域支援事業費でございます。1 項介護予防事業費でございます。1 目介護予防事業費、31 万 9,000 円を増額ございまして、3 節職員手当につきましては、時間外手当の不足から増額、その他の節につきましては、在宅医療推進事業経費を計上するものでございます。

次に、2 項包括的支援事業費でございます。1 目包括的支援事業費でございますが、67 万 5,000 円の減額ございまして、7 節賃金につきましては、中途退職による執行残を減額、

9 節旅費につきましては、在宅医療推進事業費を計上、また、決算見込みから、13 節委託料を減額、20 節扶助費を増額するものでございます。

4 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目介護保険給付費支払準備基金積立金でございます。7 万 7,000 円の増額でございまして、基金利息の増を積み立てるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

- 議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 90 号平成 26 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 90 号平成 26 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

議案第 91 号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（千葉 薫君） 日程第 16、議案第 91 号平成 26 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

- 副町長（八木橋 隆君） 議案第 91 号平成 26 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）でございます。

平成 26 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 885 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 5,857 万 2,000 円とするものでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

3 ページでございます。

歳入でございます。

1 款後期高齢者医療保険料でございます。885万8,000円の減額でございます。保険料の減から減額するものでございます。

次のページでございます。

歳出でございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金でございます。885万8,000円の減額でございます。決算見込みから減額するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

- 議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第91号平成26年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第91号平成26年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

議案第92号から議案第98号まで一括上程、説明、討論、採決

- 議長（千葉 薫君） 日程第17、議案第92号平成27年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算から議案第98号平成27年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計予算までを一括して議題といたします。

提案理由の説明を一括して求めます。

八木橋副町長。

- 副町長（八木橋 隆君） 議案第92号平成27年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算でございます。

第1条、歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額は74億2,597万6,000円と定めるものでございます。

次に、第2条の債務負担行為でございますが、地方自治法第214条の規定により、債務を

負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表の債務負担行為補正によるものでございます。

それでは、64ページの第2表の債務負担行為でございます。

平成27年度漁業近代化資金の融資に伴う利子補給でございます。期間は平成27年度から平成34年度までで、限度額は38万8,000円でございます。

57ページに戻っていただきまして、第3条の地方債でございます。地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債によるものでございます。第3表の地方債につきましては、事項別明細書の中でご説明を申し上げます。

次に、第4条の一時借入金でございます。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は10億円と定めるものでございます。

次に、65ページでございます。

議案第93号平成27年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計予算でございます。

平成27年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ17億4,933万6,000円と定めるものでございます。

第2条の一時借入金でございます。地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の借り入れの最高額は4億円と定めるものでございます。

次に、70ページでございます。

議案第94号平成27年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計予算でございます。

平成27年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ8億1,421万8,000円と定めるものでございます。

第2条、地方債でございます。地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。第2表の地方債につきましては、事項別明細書の中でご説明を申し上げます。

第3条、一時借入金でございます。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は3億円と定めるものでございます。

次に、74ページでございます。

議案第95号平成27年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計予算でございます。

平成27年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ10億3,716万5,000円と定めるものでございます。

次に、77ページでございます。

議案第96号平成27年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計予算でございます。

平成27年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億874万6,000円と定めるものでございます。

第2条、地方債でございます。地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債によるものでございます。第2表の地方債につきましては、事項別明細書の中でご説明を申し上げます。

第3条、一時借入金でございます。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1億円と定めるものでございます。

次に、81ページでございます。

議案第97号平成27年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

平成27年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億5,415万7,000円と定めるものでございます。

次に、84ページでございます。

議案第98号平成27年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計予算でございます。

第1条の総則でございます。平成27年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計の予算は、次のとおり定めるものでございます。

第2条の業務の予定量でございますが、給水戸数は3,910戸、年間総給水量は99万7,000立方メートル、1日平均給水量は2,732立方メートルでございます。また、主要な建設改良事業でございますが、配水管移設事業1億3,645万5,000円と定めるものでございます。

次に、第3条の収益的収入及び支出の予定額でございますが、それぞれ3億2,709万7,000円と定めるものでございます。

第4条の資本的収入及び支出の予定額でございますが、資本的収入につきましては1億3,640万円、次のページの資本的支出につきましては1億8,276万2,000円とそれぞれ定め、資本的収入が資本的支出に対して不足する4,636万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんをするものでございます。

次に、第5条の企業債でございますが、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めておりまして、起債の目的、上水道事業で、その限度額を6,940万円と定めるものでございます。内容につきましては、事項別明細書の中でご説明を申し上げたいと思います。

次に、第6条の一時借入金の限度額でございますが、5,000万円と定めるものでございます。

次に、第7条の議会の議決を経なければ流用することができない経費でございますが、職員給与費として2,769万4,000円と定めるものでございます。

最後に、第8条の棚卸資産の購入限度額でございますが、その限度額を951万7,000円と定めるものでございます。

次に、平成27年度の各会計予算の概要についてご説明を申し上げます。

お手元に資料を配付しております。一般会計、特別会計、企業会計を含めた全会計予算総額は117億9,945万7,000円でございます、前年度比5.4%の増となっております。

なお、町政執行方針の中でも町長が申し上げたところでございますので、一部簡略してご説明を申し上げたいと思います。

一般会計でございますが、67億2,597万6,000円で、前年度比9.7%の増となっております。

町税、地方譲与税、地方消費税交付金、地方交付税等を合わせた経常一般財源は49億514万1,000円でございます、前年度比3.3%の減となっております、町税、普通交付税の減が主な要因でございます。

また、人件費、扶助費、公債費の義務的経費は、前年度比2.1%の減となっており、内訳では、人件費で4.4%の減、公債費で3.8%の減、扶助費で6.5%の増となっております。

歳入でございますが、町税が10億6,433万円で、前年度比2.9%の減となっており、固定資産税の評価がえによるものが主な要因でございます。

地方交付税は、前年度比3.3%の減となっており、普通交付税の前年度交付実績から推計し、減額をしております。

国庫支出金は、前年度比65.5%増の5億3,432万4,000円で、街路事業、学校施設耐震化事業、高砂貝塚保存整備事業などに対する補助金などの増が主な要因でございます。

道支出金は、前年度比15.3%増の2億7,736万4,000円で、農業振興事業、高砂貝塚保存整備事業などに対する補助金の増が主な要因でございます。

寄附金は、対前年度比619.9%増の3,600万円で、ふるさと納税による寄附金、アイアンマン・ジャパン北海道大会に対する寄附金の増が主な要因でございます。

繰入金は、対前年度比59.3%減の1億2,732万9,000円で、各種事業に充てているほか、財源不足の補てんとして財政調整基金から1億円を繰り入れております。

町債は、防災行政無線整備事業債、消防施設等整備事業債などの増から、前年度比214%増の10億9,850万円を計上しております。

歳出でございますが、人件費が4.4%の減、公債費が3.8%の減、扶助費が6.5%の増となっております。

他会計への繰出金は、水道事業会計への水道硬水化対策事業への2億円の減から、前年度比18%の減で、会計別では、国民健康保険特別会計が1.36%増、公共下水道事業特別会計が1.4%減、介護保険特別会計が0.7%減、介護保険事業会計が7.3%減、後期高齢者医療特別会計が4.5%の減となっております。

また、物件費は7.1%の増で、電算システム改修、電気料金の値上がりなどによるものでございます。

補助費等は55.2%の増で、消防救急デジタル無線の整備、通信指令台の一元化整理、消防洞爺出張所の建てかえなど、西胆振消防組合負担金の増によるものでございます。

投資的経費のうち、普通建設事業は、対前年度104.5%増の8億3,777万9,000円でございます。

まして、防災行政無線デジタル化整備事業、海岸通整備事業、虻田中学校校舎、体育館耐震化事業、高砂貝塚保存整備事業、洞爺２号線歩道新設工事などを計上しております。

ソフト面では、子育て支援対策として、中学生以下の医療費を無料化する乳幼児等医療費助成事業を新たに実施し、昨年度から本町で実施しております一時預かり保育を平成27年度からは洞爺湖温泉地区、洞爺地区においても拡大して実施をしております。

また、これまでの訓練成果を踏まえた津波、有珠山噴火を想定した防災訓練にも引き続き予算を計上して実施をしております。

産業振興策は、エゾシカ等有害鳥獣の被害対策、農業の６次産業化に向けた検証、自然環境に対して負荷の少ない生分解性マルチ普及拡大事業や、ウニ種苗放流事業に対する補助など、農林水産業の振興施策に加え、ふるさと納税を活用した地域特産品のＰＲや販路拡大による商工振興の推進に向けた取り組みにも支援を行います。

観光振興策は、引き続き観光関係団体、観光事業者、町民、行政が協働の上、おもてなしの心が満ちた洞爺湖町を実現するための各種事業、イベント開催によるまちづくりに対しても積極的に支援を行うほか、旅客誘致対策の強化、洞爺湖有珠山ジオパークなどの恵まれた地域資源を生かしたまちづくりに引き続き取り組むこととしているところでございます。

なお、特別会計の状況につきましては、説明を省略させていただきたいと思います。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

ここで、お諮りをいたします。

本案については、議長を除く全議員による予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、本案の各会計予算については、議長を除く全議員による予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

ここで、正副委員長の選出のため、暫時休憩いたします。

特別委員会を開催していただき、正副委員長の互選をお願いいたします。

では、暫時休憩に入ります。

（午後 ２時４３分）

○議長（千葉 薫君） それでは、再開いたします。

（午後 ２時５１分）

○議長（千葉 薫君） ただいま予算審査特別委員会が開催され、正副委員長が決定しましたので、ご報告申し上げます。

予算審査特別委員会委員長には七戸議員、副委員長には立野議員が選出されました。

散会の宣告

- 議長（千葉 薫君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
本日はこれをもって散会いたします。
ご苦労さまでした。

（午後 2 時 5 1 分）

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員